

出光美術館研究紀要第二十八号抜刷
二〇二三年三月二十五日発行

古筆手鑑「見努世友」について（2）

— 附属目録と伝来に関する調査報告を中心に

金子 馨

古筆手鑑「見努世友」について(2)——附属目録と伝来に関する調査報告を中心に

金子 馨

はじめに

一、古筆手鑑「見努世友」の伝来について

二、手鑑に附属する目録二種について

三、酒井家文庫における調査報告

三―一、酒井家文庫(小浜市)所蔵の資料に見られる「手鑑」について

三―二、酒井家における御成の座敷飾りについて

四、調査における知見

結びにかえて

附 附属目録二種の翻刻

はじめに

出光美術館に所蔵される古筆手鑑「見努世友」(国宝)は横長の折帖装で、その内容は手鑑の定型とする伝聖武天皇筆「大聖武(大和切)」にはじまり、多くの名物切が押されている。本手鑑は、古筆切の鑑定の基準台帳として、古筆家十代・了伴(一七九〇―一八五三)によって制作され

た古筆手鑑「藻塩草」(国宝、京都国立博物館蔵)と構成が近似していることが指摘されており、古筆家で制作された可能性が考えられている。

もとは小浜酒井家に伝来した手鑑で、出光佐三の手を経て昭和三十九年(一九六四)に出光美術館の所蔵となる。つまり、十五代当主・忠博(一九一―一七八)の代まで小浜酒井家に所蔵されていたことが確認できているが、いつごろから同家に所蔵されているのかは定かではない。酒井家文庫(小浜市)には、小浜酒井家旧蔵の「酒井家所蔵器物書」や「酒井家世襲珍宝目録」などの目録類が所蔵されており、これらの資料を紐解くことで本手鑑の伝来や制作時期を探る手がかりが得られる可能性がある。ある。

この度、酒井家文庫(小浜市)の調査が許されたので、その調査の結果(途中経過)を報告したい。また、酒井家によって作成された本手鑑の目録も、手鑑の伝来を紐解くための糸口になりうる可能性がある。全文翻刻し稿末に掲載した。

さらに、酒井家文庫(小浜市)には明暦二年(一六五六)の御成の記録なども確認され、「手鑑」が御成の座敷飾りに用いられていた様子がかがえる。本稿では、その様子も少し紹介したい。

一、古筆手鑑「見努世友」の伝来について

古筆手鑑「見努世友」の修理前・後の書誌情報は、前稿「註1」に示した通りであるが、伝来を探索する都合上、修復前の書誌や来歴について簡単に記しておきたい。

本手鑑は、もと横長の折帖装一帖で、表紙は紺地菱形窠唐花唐草文金繡珍、四隅には銀製菊唐草文打出透かしの角金具が付され、表紙中央には「見努世友」と墨書された金銀霞引きの題簽が貼付される。本手鑑は、黒漆塗の覆蓋形の共箱に収められていた。面取りされた箱の縁に笹龍胆の文様を金蒔絵で装飾し、表中央に「見努世乃友」と金粉字で記されている。

本手鑑の表・裏に計二二九葉の古筆切が収められ、古筆家十代・了伴の筆と思しい簡便な付箋（極札）が貼付されている。本手鑑に貼付される極札の筆跡には、古筆家六代・了音や九代・了意の筆意も感じられるが、本紙（あるいは裏打ち紙）の裏書き（墨書）によって、彼らが手鑑の制作に関与している可能性がないことが明らかとなったことは前稿にて述べた通りである。

また、極札の筆跡が了伴と推定されていることから、本手鑑も古筆家の手によって制作された可能性が指摘されている。しかし、古筆手鑑「藻塩草」に附属するような、古筆家による目録は確認できない【図1】「註2」。

一方で本手鑑には目録が二種附属しており、そのうちの一冊の表紙に酒井家の家紋である丸に剣片喰と平井筒が空押し文様で表されていることから、酒井家によって作成された目録であることが想像に難くない。

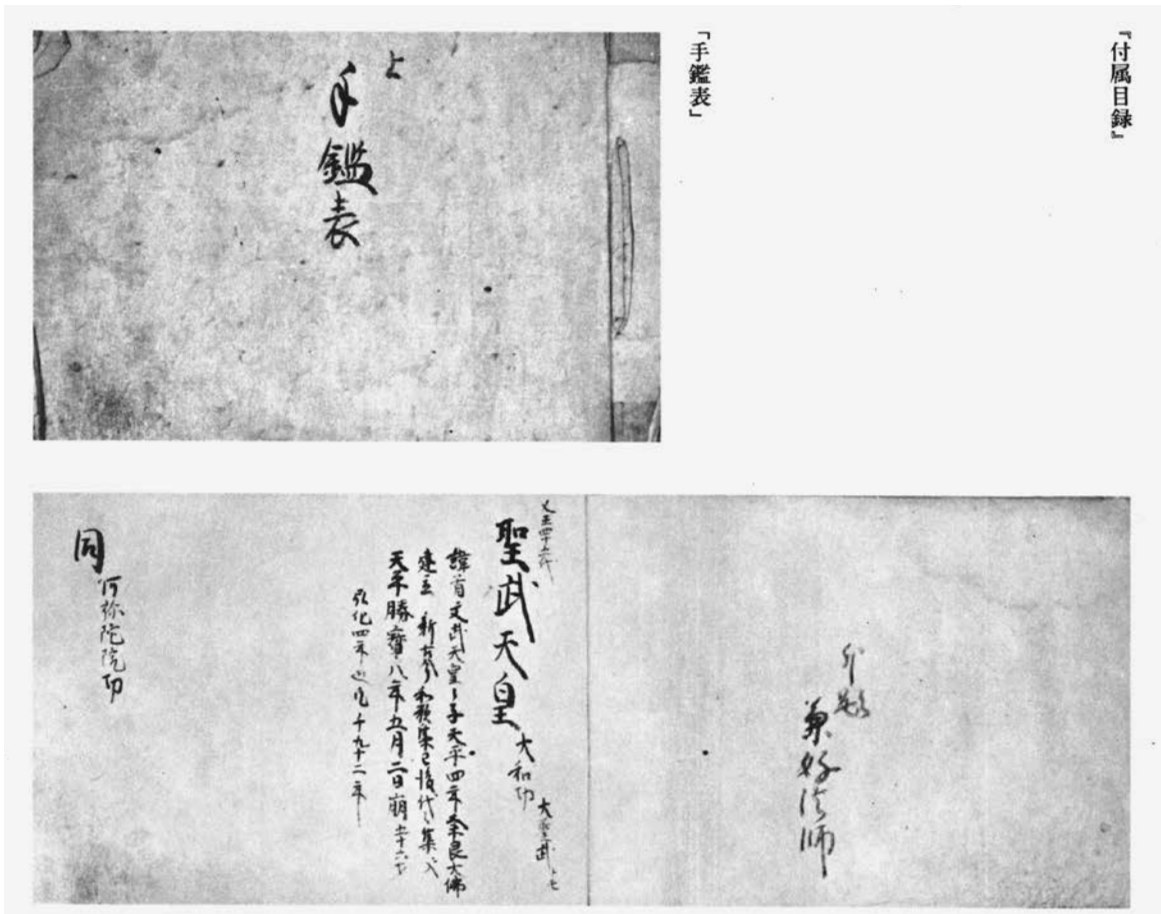


図1 古筆手鑑「藻塩草」(附属目録) 国宝 京都国立博物館

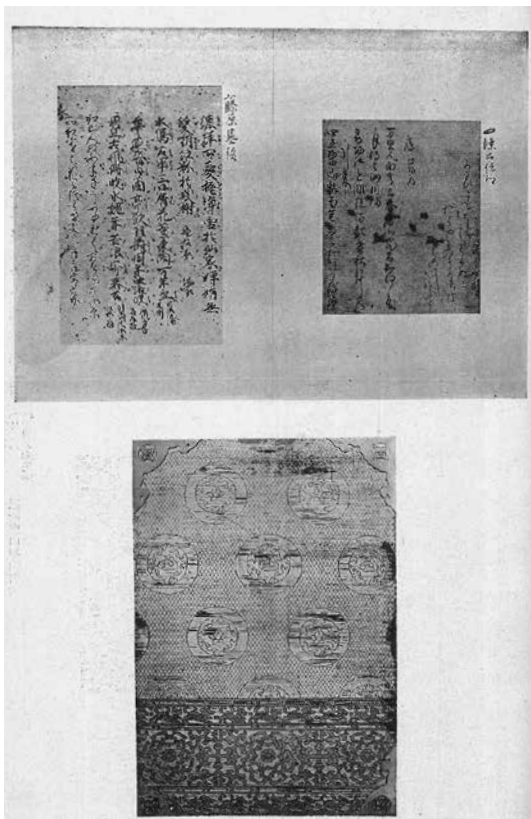


図3 古筆手鑑 公任、基俊、俊成、其他

そして、先に述べたように、本手鑑は忠博によって昭和三十九年(一九六四)に酒井家より放出されたわけだが、昭和十五年(一九四〇)刊行の『国宝(宝物類)目録』[註3]によれば、「東京府/伯爵酒井忠克舊藏」と記され、昭和九年(一九三四)一月三十日に旧国宝指定されていることがわかる。したがって、忠克(一八八三—一九三九)の代まで遡ることができたが、それ以前の所在は不明である。小浜酒井家にいつ頃伝来したのか、その来歴を明らかにできれば、本手鑑の成立にも迫ることができるとはならないかと考え、酒井家文庫(小浜市)の悉皆調査を行った。

なお、小浜酒井家は大正十二年(一九二三)六月の売立に、計一〇八点の作品を出品しており、無準師範筆「三大字墨蹟(選佛場)」(重要文化財、現出光美術館蔵)[図2]のほか、「古筆手鑑(公任、基俊、俊成、其他)」[図3]や「吉備大臣入唐絵巻物」(現ボストン美術館蔵)などが確認できる。本手鑑や「伴大納言絵巻」(国宝、出光美術館蔵・小浜酒井家旧蔵)[図4]などは出



図2 禅院額字「選佛場」 無準師範 中国 南宋時代 重要文化財 出光美術館



図4 伴大納言絵巻(上巻部分) 平安時代 国宝 出光美術館

品されていない。

二、手鑑に附属する目録二種について

さて、酒井家文庫（小浜市）での調査報告の前に、本手鑑に附属する目録二種について整理しておきたい。

一つは、薄茶色表紙の袋綴一冊で、丸に剣片喰と平井筒の家紋に、鳳凰と唐草を散らした空押し文様が表された表紙の左肩に、「寶藏探審録^{手鑑}」と墨書された題簽が貼付されるほか、右肩には「世襲」（朱文長方印）が捺された紙が貼付されている（以後「目録A」「図5」。表紙寸法は、縦二六・三センチメートル、横一九・〇センチメートル。本文料紙は楮紙で藍の匡郭（双）があり、その様相から近代のものと考えられる。全三二丁（前後に遊紙二丁ずつあり）。内容は、本手鑑に押されている古筆切の目録で、筆者（伝称筆者）名、切名、寸法、行数、書き出し（二行分程度の臨書）が記されている「図6」。寸法

や書き出しの記載は、全てではないがおおよそ記されており、本手鑑の内容をきちんと記録する姿勢がうかがえる。しかし、103 秋田切（鯉切）・104 宇都宮切・105 平等院



図5 古筆手鑑「見努世友」附属目録A（表紙）

切の情報が欠落している。これら古筆切は図7のように見開きに四葉が押されている。102 秋篠切と秋田切・宇都宮切には同様の極札が付されているため、三葉が後補された（新たに加えられた）可能性は考えられない。また、目録半丁にはおよそ四葉ずつ記録されているので錯簡等が生じたとも考えにくい。なぜ三葉分が書き落されたのか不明であるが、写し忘れと考えるのが妥当であろうか。

そして、もう一つの目録は、古筆切の筆者と名称を記した卷子本（厳密には継紙）の目録一巻である（以後「目録B」「図8」。表紙はなく、本文料紙は楮紙。全八紙で、寸法は縦一九・七センチメートル、横三五・〇・九センチメートル「註4」。内容は、筆者（伝称筆者）名、切名、書き出しが記されるが、全ての古筆切の書き出しが記録されているわけではなく、筆者名・切名を列記した棒リストに近い。

なお、両目録を比較すると、目録Aには寸法や書き出し一行分程度が書写（臨書）されていることから、手鑑に押されている古筆切の情報を確認しながら記録している様子⁴がうかがえ、記されている情報から目録Bより目録Aの方が丁寧に作成されていると言える。そして、記載のない箇所が合致するため、手

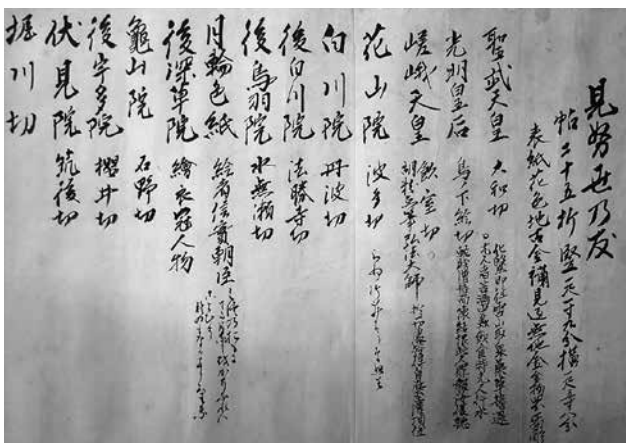


図8 古筆手鑑「見努世友」附属目録B（巻頭部分）

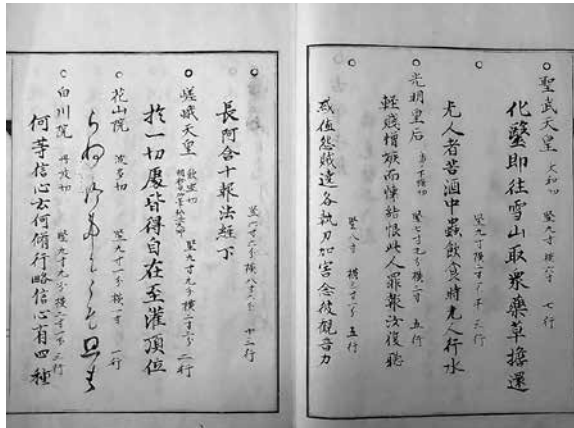


図6-2 古筆手鑑「見努世友」附属目録A(部分)

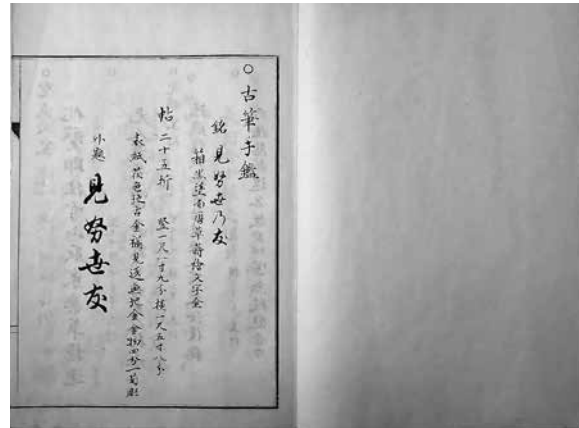


図6-1 古筆手鑑「見努世友」附属目録A(巻頭部分)



図7 古筆手鑑「見努世友」(表102～105部分) 国宝 出光美術館

鑑を注視し作成されたことが想像される目録Aの方が先行するものと考えられる。いずれにせよ、目録Aが酒井家で制作された可能性が高いことは表紙の空押し文様から明らかである。そこで、酒井家文庫(小浜市)に残る目録類を調査することで、新たな情報の収集に期待したい。

なお、目録二種の本文(内容)については、稿末に全文翻刻したのでそちらを参照されたい。

三、酒井家文庫における調査報告

酒井小浜藩は、寛永十一年(一六三四)に、江戸幕府の老中である酒井忠勝(二五八七—一六六六)が、武蔵川越から若狭一国・越前敦賀郡・近江高島郡へ入った譜代藩である。明治維新では華族に列し、小浜酒井家は庄内・姫路酒井家とともに伯爵を授けられた。

旧小浜藩主の酒井家から、昭和十六年(一九四二)に小浜市に寄贈された国書や漢籍などが中心となり、酒井家文庫となる。そして、藩政史料の編纂などを進める中で、昭和五十二年(一九七七)に古文書や絵図類がさらに寄贈されて現在の文庫を形成しているようである。現在は、小浜市立図書館において、酒井家文庫として保存・管理されている。

資料の総数は約二六、〇〇〇点で、大きく分けて以下の六つに区分される「註5」。

- (1) 酒井家伝来の代々藩主の手持ち本、および収集図書
- (2) 漢籍や崎門学に関する藩校の旧蔵本(典籍類)
- (3) 小浜藩土山田吉令が幕末から明治にかけて古書店で購入したも

のや、藩の記録係の家柄であることから、藩庁にて自ら記録した藩政の史料の写本（山田吉令旧蔵本および記録類）

(4) 有職故実に関する収集図書や教科書検定に関する史料（和田信二郎旧蔵本）

(5) 藩主家伝来の史料で、将軍・幕府朝廷の官位に関するもの、および若狭地域の地方誌・絵図類などの史料で構成される藩政史料

(6) 伴信友の自筆稿本や手沢校合本（伴信友文庫）

酒井家文庫（小浜市）の目録を一瞥すると、小浜藩旧蔵資料である「酒井家所蔵器物書」や「酒井家世襲珍宝目録」、「道具帳」や「道具目録」などの書名が確認できる。この度、資料の調査を許されたので、これらの資料をはじめとする酒井家文庫（小浜市）の悉皆調査を行った。途中経過ではあるが、本稿においてその一部を報告したい。

三十一、酒井家文庫（小浜市）所蔵の資料に見られる「手鑑」について

さて、酒井家文庫（小浜市）には当主らの日記や書状なども目録には散見されるが、今回の調査では本手鑑の情報が記載されていることが期待される目録類の調査を主に行った。ここでは、「手鑑」と記載のあった資料を中心に言及する。当館に伝来する作品に関する情報も散見されるが、本稿では一部紹介するにとどまり詳細は稿を改めたい。

まず、「酒井家所蔵器物書」（一八一〇四二）「図9」は、目録Aと同じような色味の罫線が用いられているが、罫や魚尾などのデザインが異なる。内容は酒井家に伝わる品々のリストであるが、全一四丁と少なく、筆筭

や長持と見られることから、品々の内容を細かに記したリストというよりは、ジャンルや収納されているまとまりごとのリストと言えようか。

本資料冒頭には「壹号 應天門已下巻物類」と記され、「伴大納言絵巻」などの絵巻物が収められていると思われる。また、「○源氏蒔絵簞笥」……丁^{甲十号} 古筆手鑑」は改行、以下同）や「海老印／壹號 手鑑類」との記述が確認できるが、詳細が記されておらず、銘をはじめ古筆手鑑

「見努世友」に関する情報は得られなかった。

なお、図10に見られるように、頭に「世襲」の朱文印が捺されているが、目録Aの表紙に捺されているものとは少し異なる。また、削除したような取り消し線も確認できるが、品々を引き払う際に付したものであるうか。今後の精査が俟たれる。

次いで、「酒井家世襲珍宝目録」（七

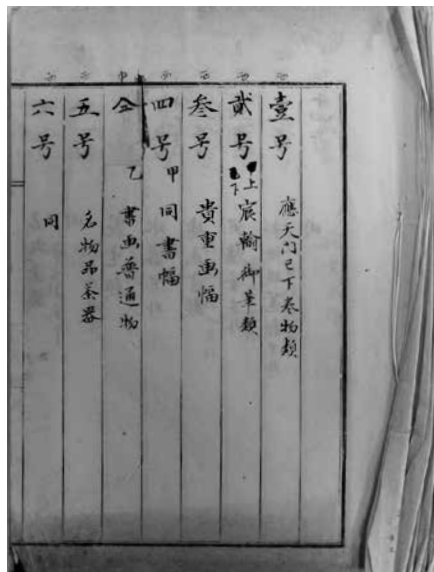


図9 酒井家所蔵器物書（巻頭部分）
酒井家文庫（小浜市）

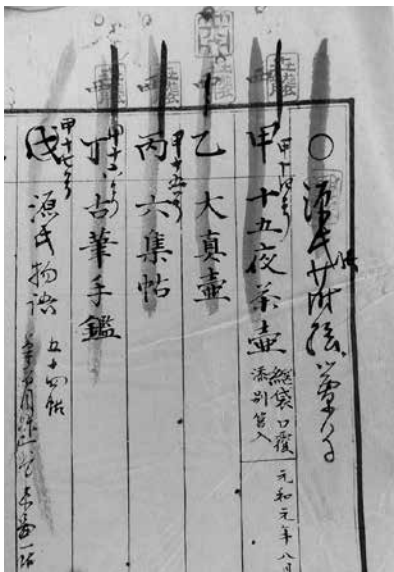


図10 酒井家所蔵器物書（部分）
酒井家文庫（小浜市）

○九一〇八二は全二冊で、ジャンルごと(甲一号は巻物類、甲二号は画幅類、甲三号は書幅類)に各作品の情報が記されている「図11」。例えば、「應天門絵巻物三巻」や「吉備大臣入唐巻物一卷」、「無準墨蹟 選佛場」などが挙げられ、書誌や極、付属品などの情報が細かく記載されている。「應天門絵巻物(伴大納言絵巻)」は、当館に伝来していない附属品の情報を補うことができる。

また、「古筆手鑑」の記載も確認できたが、「表 新百人一首筆者」と見られるほか、箱書や寸法が異なることから目的の手鑑の情報とは一致しなかった。

そして、「御護道具入日記」(七〇九一〇七八)には、「一、近江八景手鑑 一箱」の記載は確認できるが、古筆手鑑の記載はない。ちなみに、「二、伴大納言繪巻物入 壺箱」とあり、そこには「是ハ文化七年庚午年 忠進公從 仙洞御拝領／嗣姫様御讓被進二相成」と記され、「伴大納言絵巻」の来歴を知る。

最後に明治三、四年(一八七〇、七一)に記された「^{酒井家}御道具直附帳」(七〇九一〇七七)は、「^{明治三年}御道具直附帳」と「^{明治四年}御拂道具調帳」とが記されているが、

当時の価値や明治四年に放出された作品の情報がわかる貴重な資料と言える。が、古筆手鑑「見努世友」に関する情報は得ら

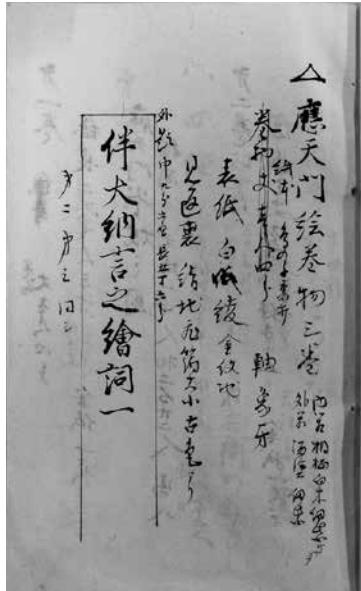


図11 酒井家世襲珍宝目録(巻頭部分)
酒井家文庫(小浜市)

れなかった。

以上のように、酒井家文庫(小浜市)に所蔵される目録類には、絵鑑も含めた「手鑑」の記載が複数確認できるものの、「見努世友」の銘を冠する古筆手鑑の情報を得ることができなかった。

酒井家文庫(小浜市)の資料群には、当主らの日記類が残っているので今後の調査に期待したい。

なお、酒井家で作成された目録Aと同じ表紙(丸に剣片喰と平井筒の家紋が空押しされた薄茶色表紙)は、「家綱公牛籠屋鋪御成一件」(四一〇七)に確認されたため、目録Aが小浜酒井家で作成されたことが裏付けられる「図12」。しかし、今回の調査では同じ料紙は確認できなかった(藍色の罫線で、線質や色味が似ているものは散見されたが、罫の数や柱にある魚尾のデザインが異なる)。

三一二、酒井家における御成の座敷飾りについて

手鑑が当時の大名らにとってどのような存在であったのか、少し触れておきたい。まず、「手鑑」の古い例は、古筆の蒐集家でも有名な豊臣秀次(一五六八―九五)の古筆手鑑がよく知られているところである。秀次所持の手鑑は現存していないが、「桂本万葉集」(御物)の外箱の蓋裏に、



図12 家綱公牛籠屋鋪御成一件(表紙)
酒井家文庫(小浜市)

此一軸芳春院加賀大納言利家室年来所持紀貫之有

自筆奥書而関白秀次公依御所望入見參之處載

端与奥共被押手鑑云々

と記され、関白であった秀次が芳春院所持の「萬葉集」一巻の巻頭と奥書を切断して手鑑に押した様子がうかがえる。古筆を蒐集あるいは鑑賞

する目的のために制作される手鑑であるが、江戸時代初期に古筆切蒐集

の最盛期を迎えると『御手鑑（慶安手鑑）』（慶安四年（一六五二））なども

刊行された。

そして、次第に書院飾にも用いられるようになり、

江戸時代後期以後の茶の湯に大きな影響を及ぼした

『南方録』には、次のように記される「註6」。

○違棚には、軸物、哥書、詩書、手鑑、繪鑑

盆二間香炉一具、食籠、銅瓶、蓋、蓋臺、又

八馬上蓋、鏡、鏡臺、鏡柄、香炉箱、沉箱

鴨、鴛、獅子等の香炉、硯料紙、下板に石を

も立、又人形なども置、石菖鉢、小花瓶に花

をも、

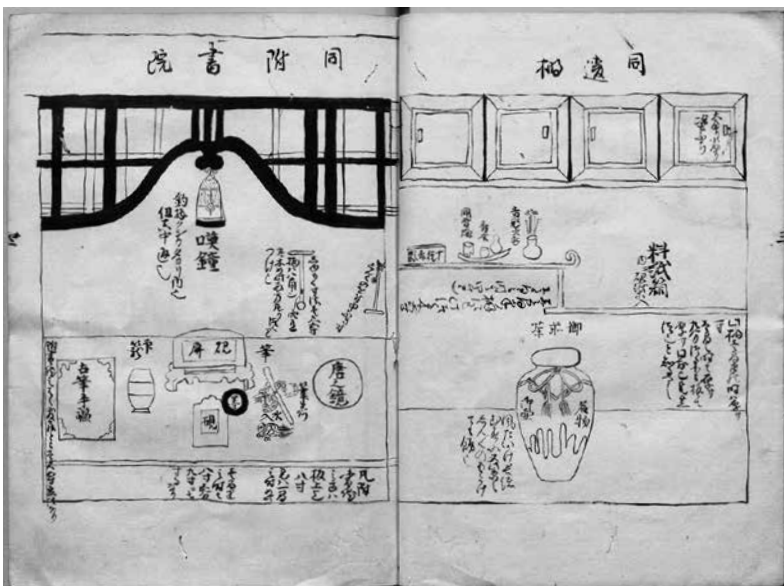
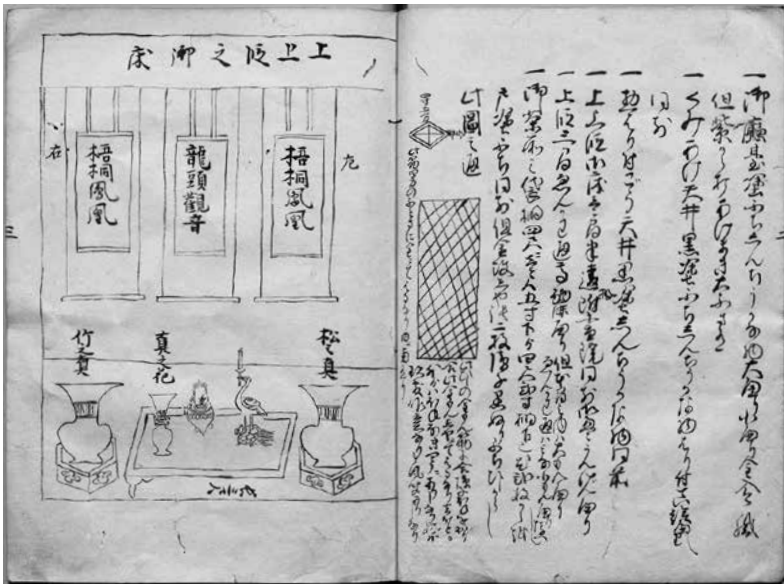
○書院床にハ、喚鐘、撞木、拂子、羽帚、硯石

硯屏、筆架、筆、墨、水滴、筆す、ぎ、料紙

哥書、軸物、手鑑、繪鑑、鏡臺、小花瓶も不

苦、棚と書院床と兩方の取合勘弁して、勿論

同品無之様ニ心得べし、



上 図13 / 下 図14 御成書院床飾其他之記 元禄7年 (1694) 写
国立公文書館内閣文庫

「手鑑」の記載が見られる項目を右に転載したが、違棚や書院床に手鑑や絵鑑（画帖）が置かれる様子がうかがえる。

そして、佐藤豊三氏は手鑑（古筆手鑑）が床に飾られることの嚆矢と

して、前田利家邸での御成の座敷飾りを例に挙げて、「註7」。佐藤氏

が論考で紹介する『利家亭御成書院床飾其外之記』（国立公文書館内閣文庫

蔵）「註8」は、文禄三年（一五九四）四月八日に豊臣秀吉（一五三七—一八

）が前田利家（一五三八—一五九九）の邸宅を訪問した時の記録で、当日の書院

内の床飾りの詳細が挿図とともに記されている「図13」。行事次第について

は一切触れていないようで、佐藤氏は「君台観左右帳記」「御飾書」などと同様に、御成における室内装飾の故実書と化している。「註9」と指摘する。

そして、該書の上段の附書院に古筆手鑑が飾られている様子が示され「図14」、「御成書院之飭」の項に、

一、同附書院には上の真中に喚鐘かけ脇の柱に撥木かけ置也

同下の真中に硯屏前に御硯右之方に唐筆唐銅之筆荷に

かけ唐墨同水入上之方に唐之鏡丸箱に入飭也是は

御用のため也下之方に印籠内に朱印肉墨印肉入置也

同御用のためなり其脇に古筆手鑑也是は御慰のため也

と記される。また、大書院上段の違棚には軸物（卷子）や石摺（拓本）などが置かれている様子が示され「図15」、その詳細が「大書院上段之飭」の項に以下のように記される。

一、上段沓間之床三幅對中芦に達磨阿脇朝日に浪入

日に浪掛物同下に中央之卓鳥之香炉下に小花生花

いけ但ふき物 同違棚上に肩付大茶入袋に入盆に居

臺天目下に軸之物盆に居王羲之石摺手鑑棚下に大食籠

脇に湯瓶盆に居飭之

右に挙げたように、附書院には古筆手鑑が置かれ、大書院には石摺や卷子が置かれる。佐藤氏は、「古筆手鑑」を書院床に飾る方式（古筆手鑑

飾り）は、「茶壺飾りとともに、いかにも桃山時代を象徴するに相応しい新たな価値観の表象であった」【註10】とも指摘する。

ただし、「君台

観左右帳記」（東

北大学狩野文庫本）

には、「一、畫藁

（画帖、繪鑑）と云

て、名筆の繪共を

あつめて、さうし

二して、金欄にて

表紙をして、ちか

いたなををかれ候」（括弧内筆者補記）【註11】と記されるため、室町時代には繪鑑を書院の違棚に飾ることもあった様子がうかがえる。

さて、酒井家文庫（小浜市）には、明暦二年（一六五六）五月二十六日に徳川幕府第四代將軍・家綱（二六四—一八〇）の御成の際の記録がいくつか残っている【註12】。これらの記録には、進物の内容も記されており、「大源氏御屏風 土佐筆一雙」や「本哥仙卷物 二卷」などが確認される。ほかに「手鑑 一冊」とあり、

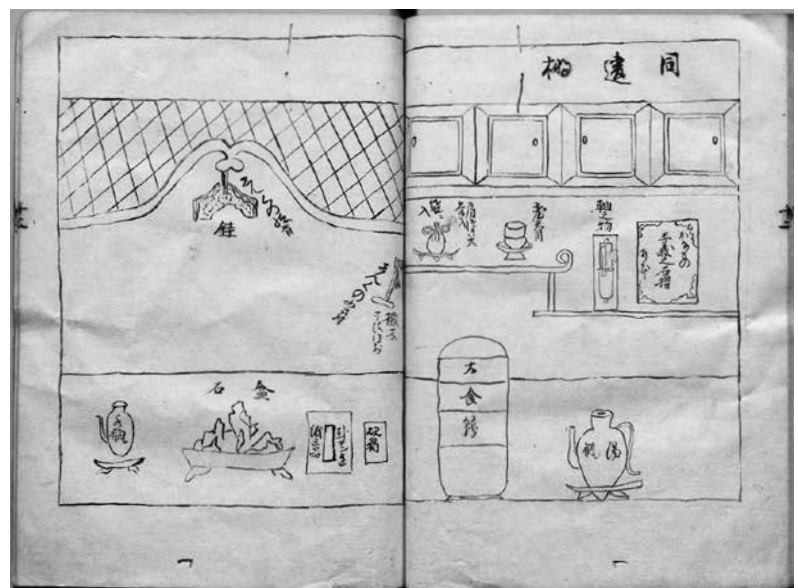


図15 御成書院床飾其他之記 国立公文書館内閣文庫

表 哥仙畫土佐筆 哥仙為家筆 廿八筆

裏色紙法花経廿八品之哥筆は後花園院之御筆

との記載が確認できる。つまり、「手鑑」とあっても古筆切を押しした古筆手鑑だけでなく、絵画を貼り込んだ絵鑑(画帖)も当時は「手鑑」と呼んでいた様子がうかがえる。

酒井家文庫(小浜市)の所蔵である「家綱公御成万覚書」(四一〇八)などに、「所々御座敷莊物之覚」が記される。箇条書きではあるが、酒井家における御成の床飾りの様子が示されている。すでに和田信二郎氏によって紹介されている『酒井家牛込別業御成之記』^{〔註13〕}には、書院飾の部分は翻刻・紹介されていないので、少々長いが今後の研究に資する^と考え、以下に翻刻する^{〔註14〕}。

所々御座敷莊物之覚

御数寄屋

- | | | | |
|---------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 一、きそ石の御懸物 ^{但二子物} | 一、花入雲の濱 | 一、堆朱丸印籠 ^{同蓋共二} | 一、青磁獅子二人形置物 |
| 一、茶入師匠坊 | 一、若狭盆 | 一、下二青貝ふん臺 | 一、なし地花散りノ硯箱料紙 |
| 一、茶杓利休 | 一、茶碗門跡香臺刻 | | かね印判ノ置物たんざく |
| 一、紋からのうし風炉釜 | 一、新キ替ノ御茶碗 | | かねけさん |
| 一、なら風炉 | 一、水指繩すたれ | 二畳敷ノ間 | |
| 一、香合堆朱枇杷 | 一、羽帚替ノ鶴 | 一、しやうはり拝領釜 | 一、袋棚 |
| 一、水こほしめんつう | 一、さいろう ^{但座} | 一、茶入唐霜夜ふんりん | 一、茶碗たいひさん |
| 一、はんだほうろく | 一、風炉火はし | 一、朱ノせかいうしたい | 一、新キ御茶碗 ^{同蓋共二} |
| 一、風炉灰すくひ | 一、片口 | 一、茶杓じやうおう | 一、袋有之棗 |

一、ふくさ

一、柄杓

一、薄杓^{板カ}

新御成書院上段床

一、定家之懸物^{あかぬ夜積物也}

一、香臺拝領

一、きやうじこじ

板床

一、利休哥書棚

一、ふんち

一、青磁うすの香炉^{盆共二}

一、式つ獅子ノ置硯

一、かねすゝめの水入

一、堆かうの筆

違棚

一、堆朱丸印籠^{同蓋共二}

一、下二青貝ふん臺

一、なし地花散りノ硯箱料紙

かね印判ノ置物たんざく

二畳敷ノ間

一、しやうはり拝領釜

一、茶入唐霜夜ふんりん

一、朱ノせかいうしたい

一、茶杓じやうおう

一、新渡ノ水指

一、青磁ノふた置

一、水覆かね三足ノ輪

一、ふくさ

一、柄杓

一、茶筥

一、茶巾

一、薄茶々碗

次間ノ床

一、牧溪燕の懸物

一、せきせう鉢

一、唐黒キ四角臺

一、御上段御しとね

一、梨子地蒔繪御腰物懸

一、土佐筆中屏風

一、色紙ノ小屏風

右之分請取荘

鳥居佐衛門
谷口市之丞

元御成書院上段之床

一、右京三幅一對大黒福神
恵比酒

一、三へいの花

一、小屏風一双

一、御上疊式畳

一、御しとね 壺枚

一、梨子地蒔繪御腰物懸

同所板床

一、かみなりの置硯

一、かねかみなりの筆荷

一、かねの水入

一、青貝蒔繪筆

一、墨

一、木地之硯屏

一、梨子地蒔繪重硯箱

一、伴大納言軸物三卷同盆共青貝

同新違棚

一、青貝四角印籠但ひやう前有
同盆共二

一、青貝丸食籠同盆

一、手鏡二冊

一、右之盆

御次之間床

一、一休名号ノ一行物

一、唐蒔繪之香臺

一、青磁仙人の置香炉

一、大屏風

一、香合

一、きやうしこし

一、きよくろく式南まにかは

一、花毛氈

同新押入

一、銀ノ臺子風炉釜但小道具共銀

一、茶杓

三之間

一、元三ノ繪

一、御料紙箱式ほり物竹

一、御手水たらい

一、御手拭掛

右之分請取荘

石野庄左衛門
寺田八兵衛

御能御座之間床

一、兆典子三幅一對かまてつかい

一、砂ノ物鉢同臺伐坊建

同所違棚

一、堆朱五葉ノ食籠但堆朱ノ盆共

一、錦手印籠但染付ノ
盆二ノル

一、蒔繪富士ノ手箱

一、唐料紙箱

一、錦手せんさむひん同盆共

奥ノ間床

一、雪舟自畫自賛雁ノ繪

一、青貝四本足大香臺

一、小釣舟

一、堆朱大香合

一、香箸火匙

同所枚床版劣

一、三ヶ月ノ硯

一、青貝硯屏

一、牛二人形ノ筆架 一、かね猫ノ水入

一、竹青貝ノ筆 一、墨

一、筑波山石同益共 一、為秀ノ古今二冊

一、ふんち

御次八畳敷

一、銀ノ風炉釜小道具共銀 一、ふき玉の臺子

一、御上畳二畳 一、御しとね

一、御腰物懸恒中石廻り蒔繪 一、御屏風二三双

中通り雁ノ間床

一、富士八幅一對相阿弥筆 一、朱二段ノ大香臺

一、中かね高キ獅子香炉両脇金鴨ノ香炉一對

櫻欄之間床

一、松に鶴の絹繪 一、料紙箱式何成蒔繪

一、同所青貝臺子一荘 一、うす茶々碗拾

一、こい茶々碗二三 一、同棗袋二入

右之分請取荘

小沢太左衛門
石原藤左衛門

新廊下書院

一、床敷女之繪しゆんきよ筆
すずこう筆 一、青磁ときんなり香炉

一、六本足ノ香臺 一、染付茄子ノ香合

一、唐之香箸 一、はいたしかうはし立

同所板床

一、染付硯 一、鹿猿ノ筆荷但錦手

一、青磁亀ノ水入 一、ひいとのろの軸の筆

一、錦手硯屏 一、金ノ丸墨

一、古今小本二冊屈輪臺二置ふんち共二

一、青磁佛之うし置物

同所押入

一、水指棚南蛮風呂 一、くはん釜

一、錦手水指 一、銀之中次袋二入

一、うす茶々碗二 一、かねの水こほし

一、染付口へにふた置 一、濃茶々碗一

一、一斎茶酌(マ) 一、炭入あらさいろう

同所縁頬

一、板床盆山之石二 一、棚青貝四角印籠

一、青貝かきの手茶箱一 一、青貝食籠

一、菓子入から物

次韋爐之間

一、床大文字二幅一對かいしん筆 一、琉球蒔繪料紙箱

一、堆朱之料紙箱 一、桑ノたんす

同所押入

一、朱之臺子風呂釜一飾

一、袋入之棗一 一、新茶碗三

一、こい茶々碗一

居間金之間置合

一、床織物繪 一、かね牛二人形ノ香炉臺共

板床

一、屈輪之加羅箱 一、青貝小キ加羅箱袋有

- 一、色々繪うし手鏡
- 一、かねの文鏡
- 一、孔子一代之手鏡
- 一、石布袋文鏡

違棚

- 一、かね夕顔の懸花入
- 一、唐之尺八
- 一、青磁家躰之香炉
- 一、錦手小キ丸食籠
- 一、錦手領櫃なり穴有鉢
- 一、錦手印籠雙
- 一、染附之鶏
- 一、錦手猫ノ香炉
- 一、染付小キ水指
- 一、錦手線香立
- 一、青磁猿之置物

押入

- 一、水したる
- 一、石畳蒔繪沈箱
- 一、青磁十分盆
- 一、青磁小硯箱
- 一、青貝小硯箱
- 一、青貝てんひんの臺硯箱
- 一、錦手香炉
- 一、同香箱
- 一、青貝盆香箸共二
- 一、小キ蒔繪青貝印籠
- 一、かねの物ゑび

本文は、右に翻刻した通りであるが、明暦二年五月二十六日の御成では、違棚や板床に手鑑（本文では「手鏡」）が置かれている様子がうかがえる。違棚に置かれる「手鏡二冊」の内容は詳細が記されていないため古筆か絵画か不明であるが、板床に置かれた手鑑はどちらも絵鑑であることが確認できる。いずれにせよ、酒井家の床飾りにも手鑑が飾られていた様子がうかがえ、古筆手鑑「見努世友」も酒井家の床を飾っていた可能性が考えられる。

結びにかえて

本稿では、古筆手鑑「見努世友」に附属する目録二種の精査に加え、酒井家文庫（小浜市）に所蔵される目録類の悉皆調査の成果を一部報告した。残念ながら、古筆手鑑「見努世友」の伝来が詳らかになるような資料は見つからなかったが、目録の全文翻刻のほか、酒井家における御成の書院飾りに関する資料の発掘など、今後の研究に資することを期待したい。

なお、酒井家文庫（小浜市）での調査はまだ進行中であるため、引き続き調査を続けたいと考えており、とりわけ古筆家十代・了伴（二七九〇—一八五三）の生没年にかかる酒井忠進（二七七〇—一八二八）以降の各代の日記や手紙などの古文書・古記録にも注目したい。

また、古筆切の鑑定の基準台帳として、了伴によって制作された古筆手鑑「藻塩草」との構成（配列）が近似していることや一部相違が確認されることはすでに指摘されている通りであるが、その相違については、古筆別家が制作に関与している古筆手鑑「翰墨城」（国宝、MOA美術館蔵）、「古筆名葉集」や『手鑑行列』（古筆切目安）（合写、静嘉堂文庫蔵）などとの比較を通して考察する余地があるように思われる。手鑑に押されている古筆切の精査はもちろんのこと、極札の筆跡や裏書の内容についても検証する必要がある、今後の課題としたい。

註1—拙稿「古筆手鑑「見努世友」について——修復報告を中心として」（『出光美術館紀要』第二十七号、二〇二二年）。そのほか、本手鑑については『国宝手鑑 見ぬ世の友』（平凡社、一九七三年、うち解説篇は是澤恭三氏の編著で

同年同社により『出光美術館選書8 見ぬ世の友』として再版) ほか。

註2—京都国立博物館に伝来する古筆手鑑「藻塩草」は、弘化四年(一八四七)に古筆の伴によって書写された目録が備わり、古筆家の基本台帳として作成されたとされる。本手鑑は、明治二十九年(一八九六)二月八日に古筆家第十三代・了信から井上馨へ譲渡され、大正十四年(一九二五)一月には古河家へ、そして昭和三十六年(一九六一)八月に京都国立博物館へ移管された(「古筆手鑑大成 国宝 藻塩草」第四卷、角川書店、一九八五年)。

註3—『国宝(宝物類)目録』(文部省宗教局保存課、一九四〇年)。

註4—各紙の寸法(横)は、①二二・七、②五五・一、③五五・〇、④五四・九、⑤五四・七、⑥五四・七、⑦五四・五、⑧九・三センチメートル。

註5—『酒井家文庫総合目録』(小浜市立図書館、一九八七年)。

註6—千宗室編『茶道古典全集』第四卷「南方録」(淡交新社、一九六七年)、八六頁。

註7—佐藤豊三「將軍家「御成」について(五)——織田信長と豊臣秀吉の御成——」(『金鯢叢書(史学美術史論文集)』第六輯、徳川黎明会、一九七九年)、同「將軍家「御成」について(九)——まとめ——」(『金鯢叢書(史学美術史論文集)』第十三輯、徳川黎明会、一九八六年)、展覧会図録「徳川將軍の御成」(徳川美術館、二〇二二年)など。「御成」については、佐藤氏の一連の論考に詳しい。

註8—内閣文庫本は元禄七年(二六九四)の奥書を有する本文で、ほかに宮内庁書陵部に所蔵される一本(近藤守重(二七七二))が『続群書類従』に収載されている。佐藤氏の論考では本文内容と比較すると続群書類従本は誤写が多いと指摘される。

註9—前掲註7 佐藤(一九七九)、五四三―五四四頁。

註10—前掲註7 佐藤(一九七九)、五五八頁。

註11—千宗室編『茶道古典全集』第二卷「喫茶養生記・喫茶往来・酒茶論・君台観左右帳記・御飾記」(淡交新社、一九六七年)、三二二頁。

註12—酒井家の御成については、酒井家文庫(小浜市)に「家綱公牛籠屋鋪御成一件」(四―一〇七)、「家綱公御成万覚書」(四―一〇八)、「將軍家牛込亭御成規式並御遺物覚書」(四―一〇九)、「家綱公御成万覚書」(四―一一一)などの写本が確認され、和田信二郎『酒井家牛込別業御成之記』(東京・和田信二郎、一九一一年)に行事の内容が紹介されている。

註13—前掲註12、和田氏論考。

註14—前掲註12のうち、酒井家文庫(小浜市)蔵「家綱公御成万覚書」(四―一〇八)、「將軍家牛込亭御成規式並御遺物覚書」(四―一〇九)、「家綱公御成万覚書」(四―一一一)に座敷飾りの記録が確認される。「家綱公御成万覚書」(四―一〇八)を底本として、他本で情報を補った。
なお、該書には座敷飾りのほかに、当日の膳の内容(献立)なども記されている。

〔図版典拠〕

図1—『古筆手鑑大成 国宝 藻塩草』第四卷(角川書店、一九八五年)より転載。

図3—『若洲酒井伯爵家御所蔵品入札目録』(東京美術倶楽部、一九二三年)より転載。

図9―11 筆者撮影、撮影および掲載については小浜市の許可を得た。

図13―15 御成書院床飾其他之記(二五三―四一九)、国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) より転載。

〔謝辞〕

本稿を成すにあたり、貴重な酒井家文庫の資料の閲覧・写真撮影等において小浜市文化交流課より便宜を賜り、調査を進めることができました。ここに記して篤く御礼申し上げます。

附 附属目録二種の翻刻

【凡例】

- 一、古筆手鑑「見努世友」に附属する目録二種（A・B）の全文を翻刻する。
- 一、可能な限り原本に忠実に翻刻するようにつとめたが、目録Aにおいて書き出しを臨書している箇所は活字で表記しなかった。改行についても底本通りとし、虫損などで判読不能な箇所は、□で示した。
- 一、平仮名・片仮名は、現行の字体に統一した。
- 一、繰り返し記号（踊り字）は、片仮名は「ヽ」、漢字は「々」、それぞれ二字以上の繰り返しは「く」で統一した。
- 一、頁移りを「で区切り、その下に丁数（紙数）をアラビア数字で示した。目録Aは各丁の「表・裏」を「オ・ウ」でそれぞれ示した。

【翻刻】

〈目録A〉

○古筆手鑑

銘見ぬ世の友

箱黒塗面唐草蒔繪文字金

帖二十五折 竪一尺一寸九分横一尺五寸八分

表紙花色地古金欄見返無地金金物四分一菊彫

外題 見努世友

「1オ

○聖武天皇 大和切 竪九寸横六寸 七行

○ 竪九寸横二寸一分半 三行

○光明皇后 鳥ノ下繪切 竪七寸九分横三寸 五行

○ 竪八寸横三寸一分 五行 「1ウ

○ 竪六寸六分横八寸六分 十三行

○嵯峨天皇 飯室切 胡粉点加筆弘法大師 竪九寸九分横二寸二分 二行

○花山院 波多切 竪九寸一分横一寸 一行 「2オ

○白川院 丹波切 竪九寸九分横二寸一分 三行

○後白川院 法勝寺切 竪九寸横一寸二分 二行金泥

○後鳥羽院 水無瀬切 竪六寸二分横四寸九分半 八行

○月輪色紙 繪者信實朝臣 竪四寸九分横四寸六分半

○後深草院 繪衣冠人物 竪九寸九分 「2ウ

○龜山院 石野切 竪九寸六分横一尺四寸八分

○後宇多院 櫻井切 竪八寸七分横一尺一寸六分 歌五首

○伏見院 筑後切 竪九寸二分横六寸六分 七行 「3オ

○堀川切 竪九寸横四寸二分 五行

○高倉切 竪九寸六分横二寸一分 三行

○後伏見院 桂切 竪六寸九分横五寸五分 十行

○志賀切 竪七寸二分横三寸四分半 六行 「3ウ

○廣澤切 竪一尺四分横二寸五分 四行

○後二條院 坂本切 竪八寸四分横五寸二分 十行

○花園院 萩原切 竪一尺六分横七寸六分

○後醍醐天皇 吉野切 竪七寸九分横五寸一分 「4オ

○光厳院 六條切 竪八寸二分横五寸三分 八行

○光明院 天龍寺切 竪八寸二分横三寸九分 七行

- 崇光院 豎九寸八分横三寸四分 六行 一 4ウ
- 後光嚴院 兵庫切 豎九寸二分横五寸二分 九行
- 後圓融院 豎一尺三寸横一尺二寸五分 五行
- 宗尊親王 日向切 豎九寸一分横三寸二分 四行
- 熊野切 豎九寸一分横三寸九分 五行 一 5才
- 恒明親王 伏見切 豎五寸五分横五寸四分 十行
- 尊良親王 丹後切 豎一尺五分横五寸六分 六行
- 邦看親王 松梅院切 豎九寸横七寸三分 十行
- 大塔宮 播磨切 豎一尺四分横三寸七分 三行 一 5ウ
- 四辻宮善成 細川切 豎九寸一分横五寸三分 九行
- 鎌足公 多武峯切 豎一尺九分横一寸六分 金泥二行
- 吉備公 豎八寸九分横六寸六分 十行
- 近衛道経公 高雄切 豎七寸七分横四寸 七行 一 6才
- 家基公 豎一尺七分横六寸九分 三行
- 道嗣公 久我切 豎七寸一分横四寸六分半 八行
- 鷹司基忠公 小倉切 豎八寸横五寸四分 八行
- 法性寺忠通公 多々良切 豎八寸横四寸七分半 三行 一 6ウ
- 月輪兼實公 中山切 豎四寸三分横五寸二分 十行
- 後京極良経公 九條殿切 豎九寸七分横一尺二寸五分 十三行
- 九条道家公 備中切 豎七寸四分横五寸三分 十行 一 7才
- 大覺寺切 豎九寸九分横二寸八分半 三行
- 教家公 尾里切 豎八寸横五寸一分 八行
- 一条内経公 玄中切 豎一尺五分横四寸四分 四行 一 7ウ
- 二条良基公 畠山切 豎一尺八分横三寸二分 三行
- 衣笠家良公 御文庫切 豎九寸八分横二寸四分 三行
- 三条實重公 但馬切 豎一尺六分横三寸二分 三行
- 松殿忠嗣卿 馬場切 豎六寸八分横四寸五分 九行 一 8才
- 三条實冬公 豎一尺横六寸三分 八行
- 清水谷實秋卿 持明院切 豎七寸八分横三寸八分 六行
- 尹師賢卿 佐々木切 豎九寸二分横二寸二分半 四行
- 飛鳥井雅経卿 長谷切 豎九寸横五寸九分 六行 一 8ウ
- 今城切 豎八寸四分横五寸三分 六行
- 雅有卿 八幡切 豎七寸七分横五寸二分 八行
- 大炊御門冬忠公 武田切 豎八寸横四寸四分 七行
- 中山定宗卿 國栖切 豎七寸四分横二寸六分 五行 一 9才
- 園基氏卿 間宮切 豎七寸八分横五寸 八行
- 日野俊光卿 千種切 豎八寸二分横五寸五分 四行
- 藤原光俊卿 芝山切 豎八寸横五寸一分 九行
- 万里小路宣房卿 笠置切 豎九寸四分横四寸四分 五行 一 9ウ
- 藤房卿 山田切 豎九寸四分横二寸八分 三行
- 久我通親公 龍山切 豎六寸一分横五寸一分 十行
- 堀川通具卿 秋山切 豎七寸八分横五寸二分 九行
- 山中切 豎三寸六分横二寸九分 五行 一 10才
- 中院通方卿 吉田切 豎五寸八分横五寸三分 九行
- 久我長通公 安藝切 豎七寸九分横四寸六分 七行
- 御子左忠家卿 柏木切 豎八寸七分横三寸四分半 六行

- 俊忠卿 二條殿切 竪八寸八分横六寸二分 九行 一〇ウ
- 俊成卿 住吉切 竪八寸七分横二寸八分 三行
- 御家切 竪八寸三分横五寸四分半 十行
- 俊成卿 志波切 竪八寸一分横五寸一分半 九行
- 定家卿 慈鎮和尚 竪六寸三分横三寸一分半 八行
- 後鳥羽院 定家卿 竪五寸五分横四寸六分 十行
- 定家卿 五首切 竪五寸五分横四寸六分 十行
- 成就切 竪七寸六分横三寸一分 五行
- 二条家為家卿 大原切 竪七寸二分横四寸六分 十一行
- 姫路切 竪五寸八分横四寸五分半 六行 ○須磨色紙 竪四寸九分横四寸九分 七行 一〇ウ
- 為氏卿 因幡切 竪八寸二分横四寸四分 八行
- 為相卿 結城切 竪一尺横八寸七分 八行
- 為世卿 柴田切 竪九寸二分横六寸六分 九行 一〇ウ
- 為道卿 安田切 竪五寸五分横五寸一分 十行
- 為定卿 世保切 竪八寸四分横三寸九分 八行
- 為遠卿 八島切 竪八寸九分横三寸 四行
- 為邦卿 入江切 竪七寸六分横五寸六分 九行 一〇ウ
- 八条女院 竪一尺横七寸八分 散書
- 進子内親王 妙満寺切 竪九寸三分横一寸八分 一行
- 徽安門院 同 竪九寸三分横三寸一分 二行
- 儀子内親王 同 竪九寸三分横三寸八分 三行 一〇ウ
- 吉備由利 鞍馬切 竪九寸横六寸五分 十行
- 中将姫 當麻切 竪八寸六分横四寸七分 七行
- 小大君 御蔵切 竪五寸四分横四寸 六行
- 麗花切 竪六寸九分横四寸 七行 一〇ウ
- 二位尼 竪九寸七分横一寸七分 二行
- 坊門局 小松切 竪七寸二分横五寸一分 十行
- 越部局 阿野切 竪八寸横五寸 十行
- 民部卿局 秋篠切 竪七寸四分横五寸一分 九行 一〇ウ
- 三井寺切 竪四寸七分横三寸三分 五行
- 平康頼朝臣 真福寺切 竪七寸二分横四寸六分 八行
- 平清盛公 巖島切 竪八寸三分横一寸二分 金泥二行
- 平頼盛卿 同 竪八寸八分横二寸八分 金泥四行 一〇ウ
- 平忠度朝臣 進藤切 竪五寸二分横四寸 八行
- 平業兼朝臣 春日切 竪五寸九分横四寸九分 七行
- 源頼朝公 竪一尺横一尺四寸七分 散書
- 實朝公 中院切 竪七寸横四寸三分 十行 一〇ウ
- 北條時頼 光泉寺切 竪八寸六分横三寸六分 四行
- 新田義貞 菊地切 竪七寸八分横五寸一分 九行
- 尊氏公 北山切 竪七寸三分横五寸 七行
- 今川了俊 伊与切 竪九寸横三寸五分 四行 一〇ウ
- 同裏面
- 聖徳太子 戸隠切 竪一尺横一寸七分半 三行
- 法隆寺切 竪九寸五分横一寸八分 金泥三行
- 魚養 竪九寸六分横四寸二分 六行 一〇ウ
- 小野篁 山門切 竪九寸三分横二寸七分半 四行
- 菅公 竪九寸八分横三寸一分 金泥四行
- 貫之 高野切 竪八寸八分横四寸八分 七行

○道風 愛知切 豎八寸六分横三寸一分 五行 16ウ

○本阿弥切 豎五寸五分横三寸九分 七行

○小島切 豎七寸四分横四寸五分 九行

○佐理卿 筋切 豎六寸八分横四寸二分 八行

○ 豎七寸二分横五寸 八行 17才

○ 豎八寸五分横四寸四分 三行

○行成卿 堺切 豎八寸四分横五寸四分 八行

○式部切 豎六寸七分横六寸二分 十行

○源順 鎌倉切 豎八寸横四寸九分 六行 17ウ

○難波切 豎四寸八分横四寸八分ヨ 散書

○公任卿 槽色切 豎九寸横八寸八分 六行

○堺色紙 豎六寸五分横五寸二分 十行 18才

○右近切 豎六寸九分横四寸九分 十行

○藤原定頼卿 烏丸切 豎八寸八分横四寸四分半 四行

○津田切 豎九寸七分横二寸九分 二行

○源兼行 西大寺切 豎八寸四分横四寸七分 七行 18ウ

○源俊頼朝臣 尼崎切 豎八寸一分横四寸九分 六行

○東大寺切 豎八寸八分横二寸三分 四行

○藤原基俊卿 多賀切 豎八寸三分横五寸一分 九行 19才

○山名切 鶉切 豎八寸一分横四寸九分 九行

○藤原顯輔卿 升底切 豎八寸一分横四寸九分 九行

○壬生家隆卿 内裏切 豎五寸一分横四寸九分 九行

○藤原清輔卿 多田切 豎八寸一分横四寸一分 八行

○藤原有家卿 豎五寸一分横四寸一分 八行

○藤原信實卿 粟田切 豎九寸八分横五寸四分 六行 19ウ

○大屋秀能朝臣 三宅切 豎七寸二分横五寸一分 八行

○源家長 天王寺切 豎五寸四分横四寸一分半 六行

○立田切 豎七寸九分横二寸 二行 20才

○世尊寺定實朝臣 粉河切 豎一尺九分横五寸三分 五行

○伊經朝臣 久世切 豎八寸一分横三寸六分 六行

○行能卿 宇治切 豎五寸二分横四寸五分半 十行

○三条切 豎一尺一分半横五寸五分 八行

○經朝卿 玉津切 豎八寸九分横六寸五分 七行 20ウ

○天野切 豎八寸五分横四寸三分 三行

○ 豎六寸四分横五寸四分 五行

○經尹卿 那智切 豎八寸九分横五寸七分 八行 21才

○定成卿 佐介切 豎一尺一寸二分横四寸一分半 三行

○行尹卿 安土切 豎一尺横一尺九寸 九行

○ 豎九寸一分横四寸三分 七行 21ウ

○行房卿 豎一尺横一尺二寸 六行

○下野切 豎一尺横一尺二寸 六行

○行忠卿 豎一尺横一尺二寸 六行

○行俊卿 豎一尺横一尺二寸 六行 22才

○仁和寺法守親王 菩提院切 豎八寸三分横一寸九分半 三行

○守覺親王 木寺切 豎八寸三分横一寸九分半 三行

○妙法院堯仁親王 大佛切 豎五寸一分横五寸二分 十三行

○慈鎮和尚 丸山切 豎六寸一分横五寸一分 十行 22ウ

○青蓮院道覺親王 豎九寸九分横二寸五分 三行

- 青蓮院慈道親王 豎一尺四分横五寸一分 四行
- 尊圓親王 豎一尺横一尺四寸六分 六行
- 豎一尺横五寸二分 三行
- 尊道親王 豎九寸七分横六寸六分 五行
- 豎一尺六分横四寸一分半 二行
- 祐助親王 龜山切 豎八寸八分横一寸九分 二行
- 道圓親王 上田切 豎一尺五分横二寸八分 三行
- 隨心院嚴叡僧正 豎九寸七分横四寸九分 四行
- 傳教大師 燒切 豎七寸四分横二寸六分半 四行
- 弘法大師 布院切 豎九寸二分横二寸二分 三行
- 豎七寸九分横一尺四寸三分 十六行
- 慈覺大師 無動寺切 豎八寸八分横四寸一分 七行
- 道昌律師 嗟峨切 豎九寸八分横三寸八分 九行
- 智證大師 三井寺切 豎九寸横五寸二分 十行
- 醍醐聖寶僧正 三宝院切 豎四寸横三寸八分 四行
- 元三大師 山上切 豎八寸五分横一寸七分 金泥三行
- 書寫山性空上人 浅野切 豎八寸八分横三寸一分 四行
- 惠心僧都 安樂院切 豎九寸二分横三寸四分 六行
- 圓滿院行尊僧正 南坊切 豎八寸三分横四寸四分 七行
- 登蓮法師 葛城切 豎八寸四分横三寸ヨ 五行
- 俊寛僧都 水谷切 豎八寸一分横五寸五分 十一行
- 俊乗坊重源 豎一尺横五寸四分 六行
- 秦顯昭 加茂切 豎八寸横四寸九分 八行
- 建仁寺切 豎五寸二分横五寸一分 九行
- 西行法師 白川切 豎五寸七分横五寸一分 十行
- 針屋切 豎八寸五分横五寸四分 十一行
- 文覺上人 高山切 豎八寸七分横一寸一分 二行
- 豎一尺五分横五寸四分
- 寂蓮法師 右衛門切 豎七寸横五寸 六行
- 佐野切 (賀茂歌合) 豎一尺六分横七寸一分 七行
- 寂然 定家卿加筆
村兼切 豎五寸六分横四寸三分 十行
- 寂超 大富切 豎四寸五分横四寸三分 八行
- 寂念法師 松本切 豎七寸七分横五寸一分 八行
- 圓光大師 豎四寸六分横九分半 臺紙九寸八分
- 蓮生法師 宇津宮 豎一尺六分横四寸四分
- 住蓮法師 星切 豎八寸四分横二寸六分 五行
- 解脱上人 石井切 豎八寸横五寸 六行
- 明恵上人 名符切 豎九寸七分横四寸三分 六行
- 博多切 豎八寸五分横五寸 八行
- 賢辨上人 建保切 豎八寸横五寸七分 七行
- 隆尊 金峯山切 豎八寸二分横八寸 八行
- 泉涌寺俊 豎八寸三分横三寸六分 六行
- 道元禪師 道正菴切 豎七寸九分横九寸六分 八行
- 吉田切 豎九寸三分横一尺二寸八分 六行
- 親鸞上人 八尾切 豎五寸八分横五寸五分 九行
- 般若寺教辨 慶硯切 豎四寸七分横七寸三分 十三行
- 日蓮上人 豎一寸二分横四寸九分 五行
- 一遍上人 藤沢切 豎九寸七分横四寸四分 四行

○玄惠法印 北条切 竪八寸一分横四寸二分 五行

○耕雲軒明魏 竪七寸八分横四寸七分 三行

○頓阿法師 草庵集切

○兼好法師 越前切

○浄辨律師 松花集切 竪八寸四分横二寸六分 四行

○慶運法師 竪七寸七分横四寸九分 十行

○兼空上人 下田屋 竪八寸二分横五寸三分 十行

(卷末最終葉の臨書)

(白)

┌ 29ウ
└ 30ウ終

〈目録B〉

見努世の友

帖二十五折竪一尺一寸九分横一尺五寸八分

表紙花色地古金欄見返無地金金物四分一菊彫

聖武天皇

大和切

化器即往雪山取紫葉草摺還
○无入者苦酒中蟲飲食時先人行水

光明皇后

鳥ノ下絵切

輕賤僧嬖而懷結恨此人罪報汝今復聽

嵯峨院

飯室切

胡粉点筆弘法大師

於一切處皆得自在至灌頂位

花山院

波多切

らぬ御事にうそ思生

白川院

丹波切

後白川院

法勝寺切

後鳥羽院

水無瀬切

┌ 1

月輪色紙

繪者信實朝臣

みつのおもに
てる月なみをかそふれば
こよひそ
秋のもなかなりける

後深草院

繪衣冠人物

龜山院

石野切

後宇多院

櫻井切

伏見院

筑後切

堀川切

高倉切

後伏見院

桂切

志賀切

廣澤切

後二條院

坂本切

花園院

萩原切

後醍醐天皇

吉野切

光嚴院

六條切

光明院

天龍寺切

崇光院

後光嚴院

兵庫切

後圓融院

宗尊親王

日向切

熊野切

恒明親王

伏見切

尊良親王

丹後切

邦看親王

松梅院切

大塔宮 播磨切
 四辻宮善成 細川切
 鎌足公 多武峯切
 吉備公
 近衛道経公 高雄切
 家基公
 道嗣公 久我切
 鷹司基忠公 小倉切
 法性寺忠通公 多良切
 月輪兼實公 中山切
 後京極良経公 九條殿切
 九条道家公 備中切
 大覺寺切
 教家公 尾里切
 一条内経公 玄中切
 二条良基公 畠山切
 衣笠家良公 御文庫切
 三条實重公 但馬切
 松殿忠嗣卿 馬場切
 三条實冬公
 清水谷實秋卿 持明院切
 尹師賢卿 佐々木切
 飛鳥井雅経卿 長谷切
 今城切

「 2

雅有卿 八幡切
 大炊御門冬忠公 武田切
 中山定宗卿 國栖切
 園基氏卿 間宮切
 日野俊光卿 千種切
 藤原光俊卿 芝山切
 万里小路宣房卿 笠置切
 藤房卿 山田切
 久我通親公 龍山切
 堀川通具卿 秋山切
 山中切
 中院通房卿 吉田切
 久我長通公 安藝切
 御子左忠家卿 柏木切
 俊忠卿 二條殿切
 俊成卿 住吉切
 御家切
 俊成卿 志波切
 定家卿 五首切
 後鳥羽院 慈鎮和尚
 後鳥羽院 定家卿
 成就切
 二条家為家卿 大原切
 姫路切 須磨色紙
 為氏卿 因幡切

「 3

為相卿 結城切

為世卿 後伏見院判詞 柴田切

為道卿 安田切

為定卿 世保切

為遠卿 八島切

為邦卿 入江切

八条女院

進子内親王 妙滿寺切

徽安門院 同

儀子内親王 同

吉備由利 鞍馬切

中将姫 當麻切

小大君 御蔵切

麗花切

二位尼 小松切

坊門局 阿野切

越部局 秋篠切

民部卿局

三井寺切 真福寺切

平康頼朝臣 嚴島切

平清盛公 同

平頼盛卿 進藤切

平忠度朝臣 春日切

平業兼朝臣

源頼朝公

實朝公 中院切

北條時頼 光泉寺切

新田義貞 菊池切

尊氏公 北山切

今川了俊 伊与切

裏面

聖德太子 戸隠切

法隆寺切

魚養

小野篁 山門切

菅公 河内切 俗ニ紫切ト云

貫之 高野切

道風 愛知切

本阿弥切

小島切 筋切

佐理卿

同

同 堺切

行成卿

式部切 鎌倉切

源順

難波切 糟色切憲

公任卿

┌
4

堺色紙
右近切
藤原定頼卿 烏丸切
津田切
源兼行 西大寺切
源俊頼朝臣 尼崎切
東大寺切
藤原基俊卿 多賀切
山名切
藤原顯輔卿 鶉切
壬生家隆卿 升屋切
藤原清輔卿 内裏切
藤原有家卿 多田切
藤原信實卿 栗田切
大屋秀能朝臣 三宅切
源家長 天王寺切
立田切
世尊寺定實朝臣 粉河切
伊經朝臣 久世切
行能卿 宇治切
三条切
經朝卿 玉津切
天野切
同

「5

經尹卿 那智切
定成卿 佐介切
行尹卿 安土切
同
行房卿
下野切
行忠卿
行俊卿
仁和寺法守親王 菩提院切
守覺親王 木寺切
妙法院堯仁親王 大佛切
慈鎮和尚 丸山切
青蓮院道覺親王
青蓮院慈道親王
尊圓親王
同
尊道親王
祐助親王 龜山切
道圓親王 上田切
隨心院嚴叡僧正
傳教大師 焼切
弘法大師 布院切
同
慈覺大師 無動寺切

「6

道昌律師 嵯峨切

智證大師 三井寺切

醍醐聖寶僧正 三寶院切

元三大師 山上切

書寫山性空上人 浅野切

惠心僧都 安樂院切

圓滿院行尊僧正 南坊切

登蓮法師 葛城切

俊寛僧都 水谷切

俊乘坊重源

秦顯昭 加茂切

建仁寺切 白川切

西行法師

針屋切 高山切

文覺上人

同 右衛門切

寂蓮法師

寂然 定家卿加筆
村雲切

寂超 大宮切

寂念法師 松本切

圓光大師

蓮生法師 宇津宮

住蓮法師 星切

解脱上人 石井切

明惠上人 夢記切名アリ

博多切

賢辨上人 建保切

隆尊 金峯山切

泉涌寺俊 道正菴切

道元禪師

吉田切

親鸞上人 八尾切

般若寺教拜 慶硯切

日蓮上人 藤沢切

一遍上人 北条切

玄惠法印

耕雲軒明魏 草菴集切

頓阿法師 越前切

兼好法師 松花集切

浄辨律師

同 慶運法師

兼空上人 下田屋

On *Kohitsu Tekagami* (Album of Exemplary Calligraphy Fragments) "Minuyo-no-Tomo" (2) — Focusing on Research Reports on Attached Inventories and Its Transmission

KANEKO, Kaoru

Kohitsu Tekagami "Minuyo-no-Tomo" (Idemitsu Museum of Arts, National Treasure) is a horizontally-long accordion album and contains many exemplary calligraphy segments beginning with "Ōjōmu (*Yamato-gire*)" attributed to Emperor Shōmu, known as the standard of *tekagami*. This *tekagami* was likely created by the *kohitsu-ke* (calligraphy masters specializing in *kohitsu*, who were specialists or appraisers of *kohitsu*) and, as the standard record of authentic *tekagami*, the composition closely resembles that of National Treasure *Kohitsu Tekagami* "Moshiogusa" created by the 10th generation Kohitsu Ryōhan (1790–1853) and owned by the Kyoto National Museum.

The *tekagami* was originally passed down by the Obama Sakai family, and in Shōwa 39 (1964), it became part of the Idemitsu Museum of Arts Collection after being acquired by Idemitsu Sazo (1885–1981). It has been confirmed that the *tekagami* was owned until the 15th generation under the family head Tadahiro (1911–78), but it is unknown from when it was owned by the Sakai family. The Sakai Family Book Collection at the Obama Municipal Library holds "Utensil Records," "Utensils Inventory," "Documentation of Property Collected by the Sakai Family," and "Sakai Family Heirlooms Inventory." Further investigation into such resources may illuminate the provenance and creation period of this *tekagami*.

This paper reports research findings from the Sakai Family Book Collection. Although resources providing its provenance were not found at this time, there were records of *onari* (visits by noblemen) revealing *tekagami* used as *tokokazari* (decoration for traditional Japanese alcove). The aim of this paper is to introduce such uses and examine the inventories attached to *tekagami* in hope to clarify the circumstances surrounding the creation of this work.

古筆手鑑「見努世友」について(2)——附属目録と伝来に関する調査報告を中心に

金子 馨

はじめに

一、古筆手鑑「見努世友」の伝来について

二、手鑑に附属する目録二種について

三、酒井家文庫における調査報告

三一、酒井家文庫(小浜市)所蔵の資料に見られる「手鑑」について

三二、酒井家における御成の座敷飾りについて

四、調査における知見

結びにかえて

附 附属目録二種の翻刻

はじめに

出光美術館に所蔵される古筆手鑑「見努世友」(国宝)は横長の折帖装で、その内容は手鑑の定型とする伝聖武天皇筆「大聖武(大和切)」にはじまり、多くの名物切が押されている。本手鑑は、古筆切の鑑定の基準台帳として、古筆家十代・了伴(一七九〇—一八五三)によって制作され

た古筆手鑑「藻塩草」(国宝、京都国立博物館蔵)と構成が近似していることが指摘されており、古筆家で制作された可能性が考えられている。

もとは小浜酒井家に伝来した手鑑で、出光佐三の手を経て昭和三十九年(一九六四)に出光美術館の所蔵となる。つまり、十五代当主・忠博(一九一—一七八)の代まで小浜酒井家に所蔵されていたことが確認できているが、いつごろから同家に所蔵されているのかは定かではない。酒井家文庫(小浜市)には、小浜酒井家旧蔵の「酒井家所蔵器物書」や「酒井家世襲珍宝目録」などの目録類が所蔵されており、これらの資料を紐解くことで本手鑑の伝来や制作時期を探る手がかりが得られる可能性がある。ある。

この度、酒井家文庫(小浜市)の調査が許されたので、その調査の成果(途中経過)を報告したい。また、酒井家によって作成された本手鑑の目録も、手鑑の伝来を紐解くための糸口になりうる可能性がある。全文翻刻し稿末に掲載した。

さらに、酒井家文庫(小浜市)には明暦二年(一六五六)の御成の記録なども確認され、「手鑑」が御成の座敷飾りに用いられていた様子がかがえる。本稿では、その様子も少し紹介したい。

一、古筆手鑑「見努世友」の伝来について

古筆手鑑「見努世友」の修理前・後の書誌情報は、前稿〔註1〕に示した通りであるが、伝来を探る都合上、修復前の書誌や来歴について簡単に記しておきたい。

本手鑑は、もと横長の折帖装一帖で、表紙は紺地菱形窠唐花唐草文金縷珍、四隅には銀製菊唐草文打出透かしの角金具が付され、表紙中央には「見努世友」と墨書された金銀霞引きの題簽が貼付される。本手鑑は、黒漆塗の覆蓋形の共箱に収められていた。面取りされた箱の縁に笹龍胆の文様を金蒔絵で装飾し、表中央に「見努世乃友」と金粉字で記されている。

本手鑑の表・裏に計二二九葉の古筆切が収められ、古筆家十代・了伴の筆と思しい簡便な付箋（極札）が貼付されている。本手鑑に貼付される極札の筆跡には、古筆家六代・了音や九代・了意の筆意も感じられるが、本紙（あるいは裏打ち紙）の裏書き（墨書）によって、彼らが手鑑の制作に関与している可能性がないことが明らかとなったことは前稿にて述べた通りである。

また、極札の筆跡が了伴と推定されていることから、本手鑑も古筆家の手によって制作された可能性が指摘されている。しかし、古筆手鑑「藻塩草」に附属するような、古筆家による目録は確認できない〔図1〕〔註2〕。

一方で本手鑑には目録が二種附属しており、そのうちの二冊の表紙に酒井家の家紋である丸に剣片喰と平井筒が空押し文様で表されていることから、酒井家によって作成された目録であることが想像に難くない。



図1 古筆手鑑「藻塩草」(附属目録) 国宝 京都国立博物館

そして、先に述べたように、本手鑑は忠博によって昭和三十九年(一九六四)に酒井家より放出されたわけだが、昭和十五年(一九四〇)刊行の『国宝(宝物類)目録』〔註3〕によれば、「東京府/伯爵酒井忠克舊藏」と記され、昭和九年(一九三四)一月三十日に旧国宝指定されていることがわかる。したがって、忠克(一八八三—一九三九)の代まで遡ることができたが、それ以前の所在は不明である。小浜酒井家にいつ頃伝来したのか、その来歴を明らかにできれば、本手鑑の成立にも迫ることができるとはならないかと考え、酒井家文庫(小浜市)の悉皆調査を行った。

なお、小浜酒井家は大正十二年(一九二三)六月の売立に、計一〇八点の作品を出品しており、無準師範筆「三大字墨蹟(選佛場)」(重要文化財、現出光美術館蔵)〔図2〕のほか、「古筆手鑑(公任、基俊、俊成、其他)」〔図3〕や「吉備大臣入唐絵巻物」(現ポストン美術館蔵)などが確認できる。本手鑑や「伴大納言絵巻」(国宝、出光美術館蔵・小浜酒井家旧蔵)〔図4〕などは出

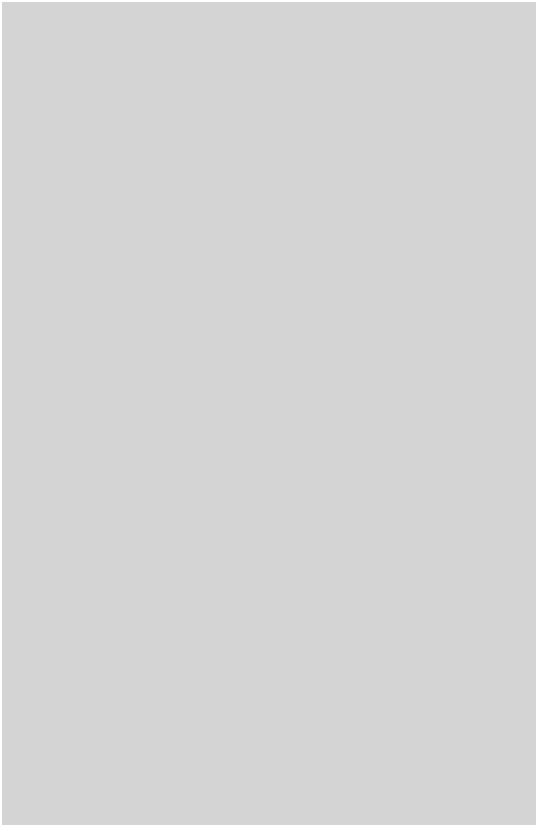


図3 古筆手鑑 公任、基俊、俊成、其他



図2 禅院額字「選佛場」 無準師範 中国 南宋時代 重要文化財 出光美術館



図4 伴大納言絵巻(上巻部分) 平安時代 国宝 出光美術館

品されていない。

二、手鑑に附属する目録二種について

さて、酒井家文庫（小浜市）での調査報告の前に、本手鑑に附属する目録二種について整理しておきたい。

一つは、薄茶色表紙の袋綴一冊で、丸に剣片喰と平井筒の家紋に、鳳凰と唐草を散らした空押し文様が表された表紙の左肩に、「寶藏探審録^{手鑑}」と墨書された題簽が貼付されるほか、右肩には「世襲」（朱文長方印）が捺された紙が貼付されている（以後「目録A」「図5」。表紙寸法は、縦二六・三センチメートル、横一九・〇センチメートル。本文料紙は楮紙で藍の匡郭（双）があり、その様相から近代のものと考えられる。全三二丁（前後に遊紙二丁ずつあり）。内容は、本手鑑に押されている古筆切の目録で、筆者（伝称筆者）名、切名、寸法、行数、書き出し（二行分程度の臨書）が記されている「図6」。寸法

や書き出しの記載は、全てではないがおおよそ記されており、本手鑑の内容をきちんと記録する姿勢がうかがえる。しかし、103秋田切（鯉切）・104宇都宮切・105平等院

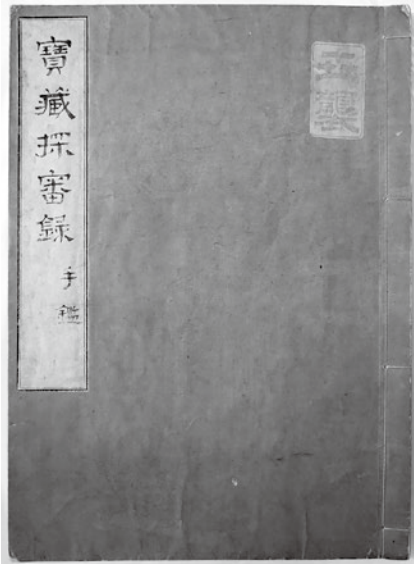


図5 古筆手鑑「見努世友」附属目録A（表紙）

切の情報が欠落している。これら古筆切は図7のように見開きに四葉が押されている。102秋篠切と秋田切・宇都宮切には同様の極札が付されているため、三葉が後補された（新たに加えられた）可能性は考えられない。また、目録半丁にはおよそ四葉ずつ記録されているので錯簡等が生じたとも考えにくい。なぜ三葉分が書き落されたのか不明であるが、写し忘れと考えるのが妥当であろうか。

そして、もう一つの目録は、古筆切の筆者と名称を記した卷子本（厳密には継紙）の目録一巻である（以後「目録B」「図8」。表紙はなく、本文料紙は楮紙。全八紙で、寸法は縦一九・七センチメートル、横三五・〇・九センチメートル「註4」。内容は、筆者（伝称筆者）名、切名、書き出しが記されるが、全ての古筆切の書き出しが記録されているわけではなく、筆者名・切名を列記した棒リストに近い。

なお、両目録を比較すると、目録Aには寸法や書き出し一行分程度が書写（臨書）されていることから、手鑑に押されている古筆切の情報を確認しながら記録している様子⁴がうかがえ、記されている情報から目録Bより目録Aの方が丁寧に作成されていると言える。そして、記載のない箇所が合致するため、手

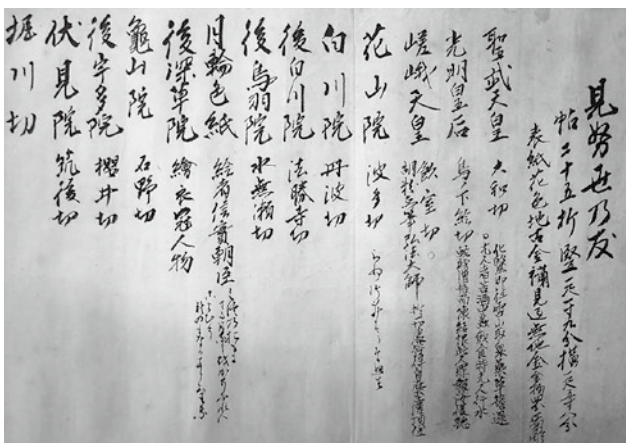


図8 古筆手鑑「見努世友」附属目録B（巻頭部分）

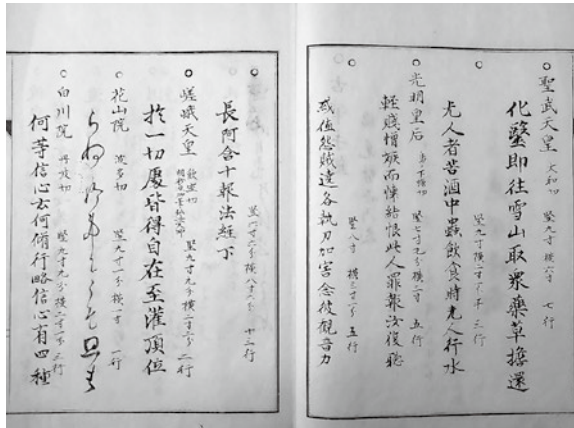


図6-2 古筆手鑑「見努世友」附属目録A(部分)

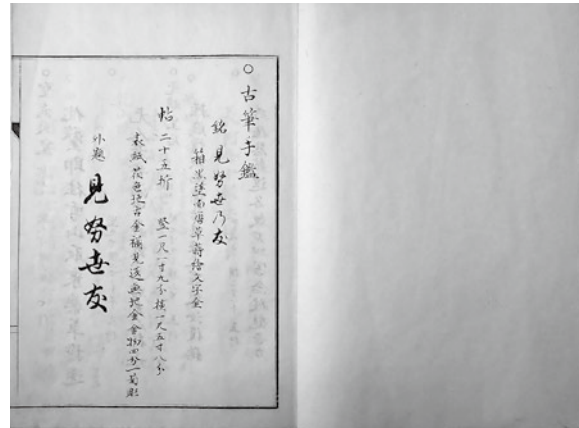


図6-1 古筆手鑑「見努世友」附属目録A(巻頭部分)

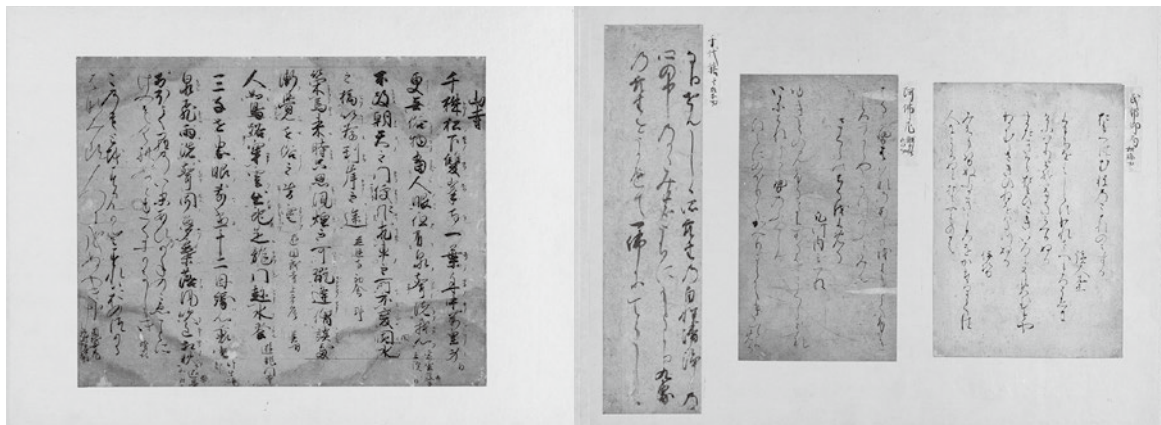


図7 古筆手鑑「見努世友」(表102～105部分) 国宝 出光美術館

鑑を注視し作成されたことが想像される目録Aの方が先行するものと考えられる。いずれにせよ、目録Aが酒井家で制作された可能性が高いことは表紙の空押し文様から明らかである。そこで、酒井家文庫(小浜市)に残る目録類を調査することで、新たな情報の収集に期待したい。

なお、目録二種の本文(内容)については、稿末に全文翻刻したのでそちらを参照されたい。

三、酒井家文庫における調査報告

酒井小浜藩は、寛永十一年(一六三四)に、江戸幕府の老中である酒井忠勝(二五八七—一六六六)が、武蔵川越から若狭一国・越前敦賀郡・近江高島郡へ入った譜代藩である。明治維新では華族に列し、小浜酒井家は庄内・姫路酒井家とともに伯爵を授けられた。

旧小浜藩主の酒井家から、昭和十六年(一九四二)に小浜市に寄贈された国書や漢籍などが中心となり、酒井家文庫となる。そして、藩政史料の編纂などを進める中で、昭和五十二年(一九七七)に古文書や絵図類がさらに寄贈されて現在の文庫を形成しているようである。現在は、小浜市立図書館において、酒井家文庫として保存・管理されている。

資料の総数は約二六、〇〇〇点で、大きく分けて以下の六つに区分される「註5」。

- (1) 酒井家伝来の代々藩主の手持ち本、および収集図書
- (2) 漢籍や崎門学に関する藩校の旧蔵本(典籍類)
- (3) 小浜藩士山田吉令が幕末から明治にかけて古書店で購入したも

のや、藩の記録係の家柄であることから、藩庁にて自ら記録した藩政の史料の写本（山田吉令旧蔵本および記録類）

(4) 有職故実に関する収集図書や教科書検定に関する史料（和田信二郎旧蔵本）

(5) 藩主家伝来の史料で、将軍・幕府朝廷の官位に関するもの、および若狭地域の地方誌・絵図類などの史料で構成される藩政史料

(6) 伴信友の自筆稿本や手沢校合本（伴信友文庫）

酒井家文庫（小浜市）の目録を一瞥すると、小浜藩旧蔵資料である「酒井家所蔵器物書」や「酒井家世襲珍宝目録」、「道具帳」や「道具目録」などの書名が確認できる。この度、資料の調査を許されたので、これらの資料をはじめとする酒井家文庫（小浜市）の悉皆調査を行った。途中経過ではあるが、本稿においてその一部を報告したい。

三―一、酒井家文庫（小浜市）所蔵の資料に見られる「手鑑」について

さて、酒井家文庫（小浜市）には当主らの日記や書状なども目録には散見されるが、今回の調査では本手鑑の情報が記載されていることが期待される目録類の調査を主に行った。ここでは、「手鑑」と記載のあった資料を中心に言及する。当館に伝来する作品に関する情報も散見されるが、本稿では一部紹介するにとどまり詳細は稿を改めたい。

まず、「酒井家所蔵器物書」（一八一〇四二）「図9」は、目録Aと同じような色味の罫線が用いられているが、罫や魚尾などのデザインが異なる。内容は酒井家に伝わる品々のリストであるが、全一四丁と少なく、筆筭

や長持と見られることから、品々の内容を細かに記したリストというよりは、ジャンルや収納されているまとまりごとのリストと言えようか。

本資料冒頭には「壺号 應天門已下巻物類」と記され、「伴大納言絵巻」などの絵巻物が収められていると思しい。また、「○源氏蒔絵簞笥
／…：丁^{甲十号} 古筆手鑑」は改行、以下同）や「海老印／壺号 手鑑類」との記述が確認できるが、詳細が記されておらず、銘をはじめ古筆手鑑

「見努世友」に関する情報は得られなかった。

なお、図10に見られるように、頭に「世襲」の朱文印が捺されているが、目録Aの表紙に捺されているものとは少し異なる。また、削除したような取り消し線も確認できるが、品々を引き払う際に付したものであるうか。今後の精査が俟たれる。

次いで、「酒井家世襲珍宝目録」（七

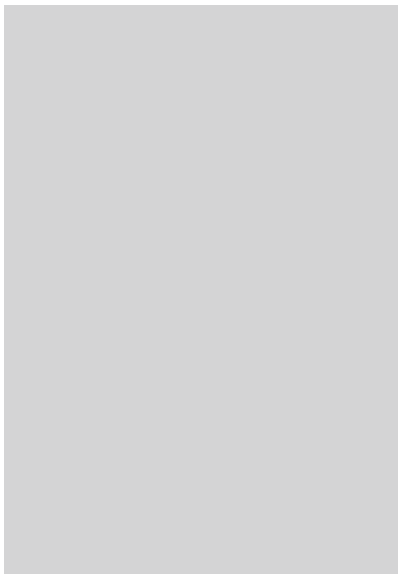


図10 酒井家所蔵器物書（部分）
酒井家文庫（小浜市）

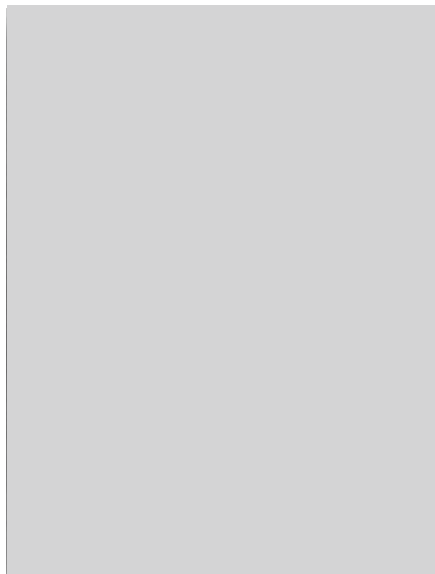


図9 酒井家所蔵器物書（巻頭部分）
酒井家文庫（小浜市）

〇九一〇八二は全二冊で、ジャンルごと（甲一号は巻物類、甲二号は画幅類、甲三号は書幅類）に各作品の情報が記されている「図11」。例えば、「應天門絵巻物三巻」や「吉備大臣入唐巻物一卷」、「無準墨蹟 選佛場」などが挙げられ、書誌や極、付属品などの情報が細かく記載されている。「應天門絵巻物（伴大納言絵巻）」は、当館に伝来していない付属品の情報を補うことができる。

また、「古筆手鑑」の記載も確認できたが、「表 新百人一首筆者」と見られるほか、箱書や寸法が異なることから目的の手鑑の情報とは一致しなかった。

そして、「御譲道具入日記」（七〇九一〇七八）には、「一、近江八景手鑑 一箱」の記載は確認できるが、古筆手鑑の記載はない。ちなみに、「二、伴大納言繪巻物入 壺箱」とあり、そこには「是ハ文化七年庚午年 忠進公從 仙洞御拝領／嗣姫様御讓被進二相成」と記され、「伴大納言絵巻」の来歴を知る。

最後に明治三、四年（一八七〇、七一）に記された「酒井家御道具値付帳」（七〇九一〇七七）は、「明治三年御道具直附帳」と「明治四年十月御拂道具調帳」とが記されているが、

当時の価値や明治四年に放出された作品の情報がわかる貴重な資料と言える。が、古筆手鑑「見努世友」に関する情報は得ら

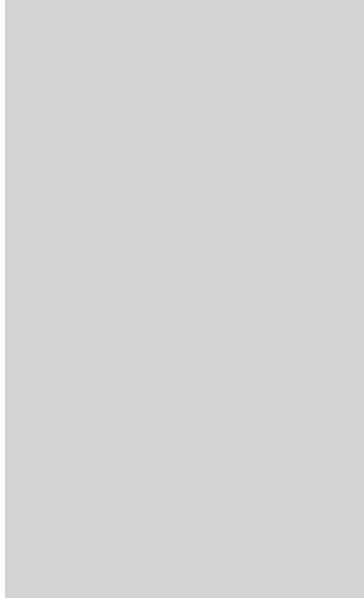


図11 酒井家世襲珍宝目録（巻頭部分）
酒井家文庫（小浜市）

れなかった。

以上のように、酒井家文庫（小浜市）に所蔵される目録類には、絵鑑も含めた「手鑑」の記載が複数確認できるものの、「見努世友」の銘を冠する古筆手鑑の情報 は得ることができ

なかった。酒井家文庫（小浜市）の資料群には、当主らの日記類が残っているので今後の調査に期待したい。

なお、酒井家で作成された目録Aと同じ表紙（丸に剣片喰と平井筒の家紋が空押しされた薄茶色表紙）は、「家綱公牛籠屋鋪御成一件」（四一〇七）に確認されたため、目録Aが小浜酒井家で作成されたことが裏付けられる「図12」。しかし、今回の調査では同じ料紙は確認できなかった（藍色の罫線で、線質や色味が似ているものは散見されたが、罫の数や柱にある魚尾のデザインが異なる）。

三―二、酒井家における御成の座敷飾りについて

手鑑が当時の大名らにとってどのような存在であったのか、少し触れておきたい。まず、「手鑑」の古い例は、古筆の蒐集家でも有名な豊臣秀次（一五六八―九五）の古筆手鑑がよく知られているところである。秀次所持の手鑑は現存していないが、「桂本万葉集」（御物）の外箱の蓋裏に、

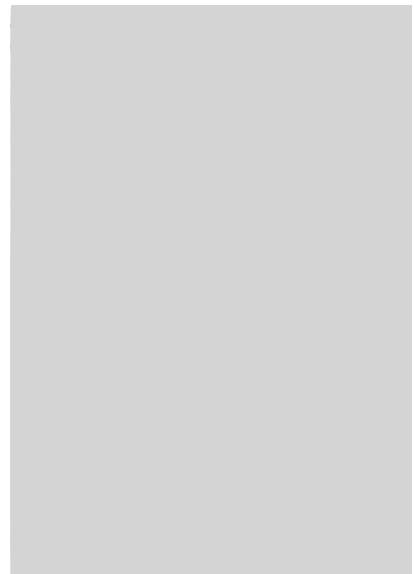


図12 家綱公牛籠屋鋪御成一件（表紙）
酒井家文庫（小浜市）

此一軸芳春院加賀大納言利家室年来所持紀貫之有

自筆奥書而関白秀次公依御所望入見參之處載

端与奥共被押手鑑云々

と記され、関白であった秀次が芳春院所持の「萬葉集」一巻の巻頭と奥書を切断して手鑑に押した様子がうかがえる。古筆を蒐集あるいは鑑賞する目的のために制作される手鑑であるが、江戸時代初期に古筆切蒐集の最盛期を迎えると『御手鑑（慶安手鑑）』（慶安四年（一六五二））なども刊行された。

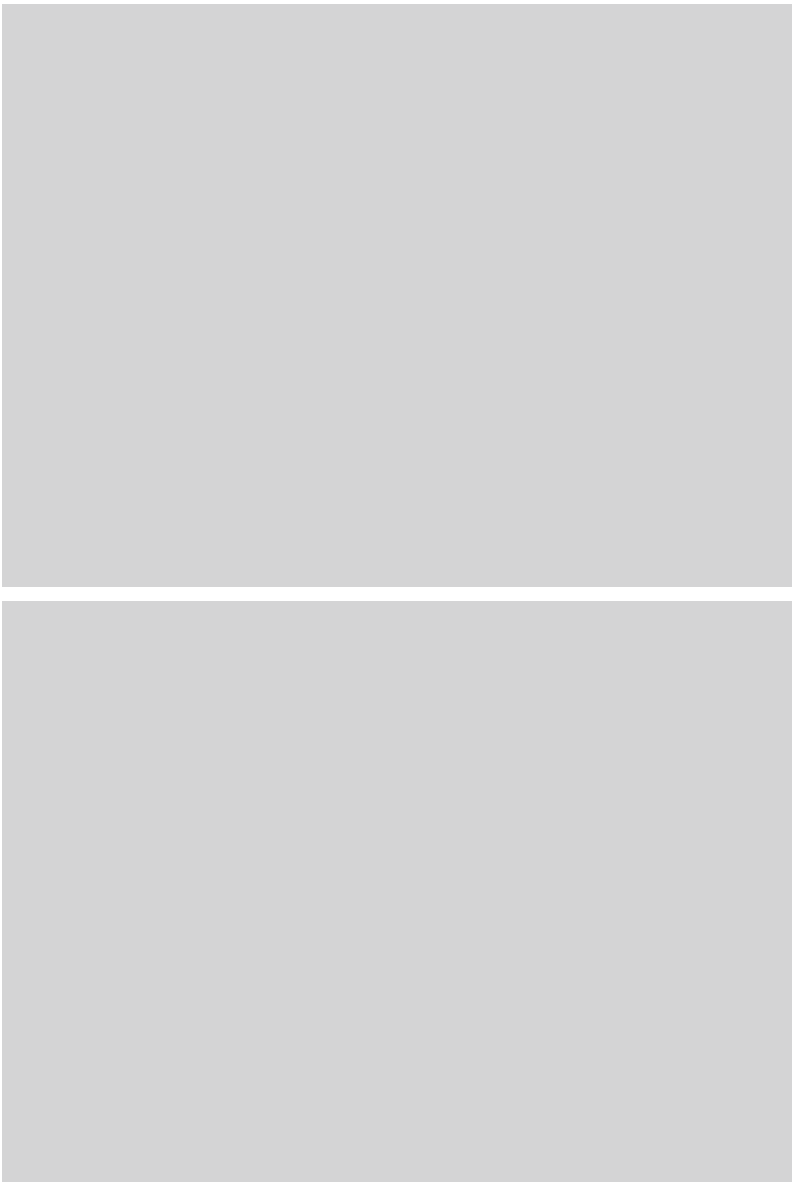
そして、次第に書院飾にも用いられるようになり、江戸時代後期以後の茶の湯に大きな影響を及ぼした『南方録』には、次のように記される「註6」。

○違棚には、軸物、哥書、詩書、手鑑、繪鑑、盆二聞香炉一具、食籠、銅瓶、盞、盞臺、又ハ馬上盞、鏡、鏡臺、鏡柄、香炉箱、沉箱、鴨、鴛、獅子等の香炉、硯料紙、下板に石をも立、又人形なども置、石菖鉢、小花瓶に花をも、

○書院床にハ、喚鐘、撞木、拂子、羽帚、硯石、硯屏、筆架、筆、墨、水滴、筆す、ぎ、料紙、哥書、軸物、手鑑、繪鑑、鏡臺、小花瓶も不苦、棚と書院床と兩方の取合勘弁して、勿論同品無之様ニ心得べし、

「手鑑」の記載が見られる項目を右に転載したが、違棚や書院床に手鑑や絵鑑（画帖）が置かれる様子がうかがえる。

そして、佐藤豊三氏は手鑑（古筆手鑑）が床に飾られることの嚆矢として、前田利家邸での御成の座敷飾りを例に挙げて、「註7」。佐藤氏が論考で紹介する『利家亭御成書院床飾其外之記』（国立公文書館内閣文庫蔵）「註8」は、文禄三年（一五九四）四月八日に豊臣秀吉（一五三七―一九八）が前田利家（一五三八―一九九）の邸宅を訪問した時の記録で、当日の書院内の床飾りの詳細が挿図とともに記されている「図13」。行事次第について



上 図13 / 下 図14 御成書院床飾其他之記 元禄7年（1694）写
国立公文書館内閣文庫

は一切触れていないようで、佐藤氏は「君台観左右帳記」「御飾書」などと同様に、御成における室内装飾の故実書と化している」「註9」と指摘する。

そして、該書の上上段の附書院に古筆手鑑が飾られている様子が示され「図14」、「御成書院之飭」の項に、

一、同附書院には上の真中に喚鐘かけ脇の柱に撥木かけ置也

同下の真中に硯屏前に御硯右之方に唐筆唐銅之筆荷に

かけ唐墨同水入上之方に唐之鏡丸箱に入飭也是は

御用のため也下之方に印籠内に朱印肉墨印肉入置也

同御用のためなり其脇に古筆手鑑也是は御慰のため也

と記される。また、大書院上段の違棚には軸物（卷子）や石摺（拓本）などが置かれている様子が示され「図15」、その詳細が「大書院上段之飭」の項に以下のように記される。

一、上段沓間之床三幅對中苜に達磨阿脇朝日に浪入

日に浪掛物同下に中央之卓鳥之香炉下に小花生花

いけ但ふき物 同違棚上に肩付大茶入袋に入盆に居

臺天目下に軸之物盆に居王羲之石摺手鑑棚下に大食籠

脇に湯瓶盆に居飭之

右に挙げたように、附書院には古筆手鑑が置かれ、大書院には石摺や卷子が置かれる。佐藤氏は、「古筆手鑑」を書院床に飾る方式（古筆手鑑

飾り）は、「茶壺飾り」とともに、いかにも桃山時代を象徴するに相応しい新たな価値観の表象であった」「註10」とも指摘する。

ただし、「君台

観左右帳記」（東

北大学狩野文庫本）

には、「一、畫藁

（画帖、繪鑑）と云

て、名筆の繪共を

あつめて、さうし

二して、金欄にて

表紙をして、ちか

いたなををかれ候」（括弧内筆者補記）「註11」と記されるため、室町時代には繪鑑を書院の違棚に飾ることもあつた様子がうかがえる。

さて、酒井家文庫（小浜市）には、明暦二年（一六五六）五月二十六日に徳川幕府第四代將軍・家綱（二六四―一八〇）の御成の際の記録がいくつか残っている「註12」。これらの記録には、進物の内容も記されており、「大源氏御屏風 土佐筆一雙」や「本哥仙卷物 二卷」などが確認される。ほかに「手鑑 一冊」とあり、

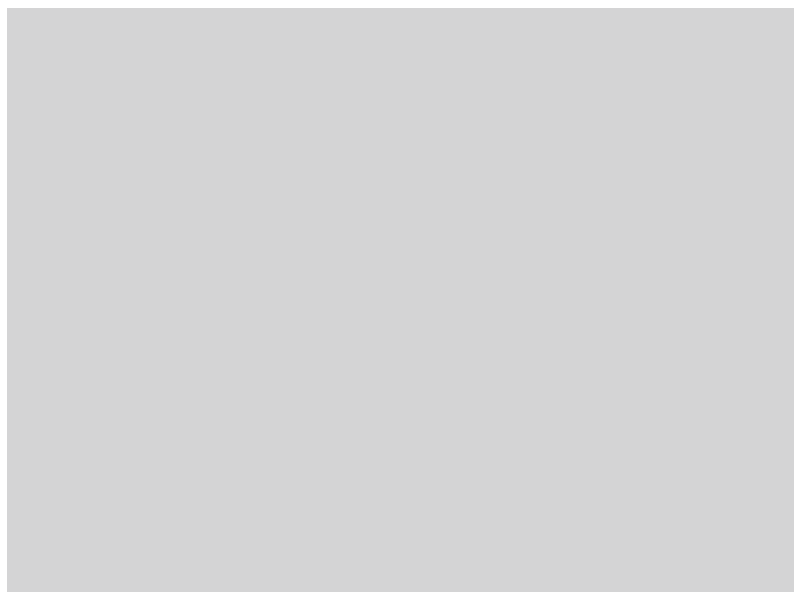


図15 御成書院床飾其他之記 国立公文書館内閣文庫

表 哥仙畫土佐筆 哥仙為家筆 廿八筆
裏色紙法花経廿八品之哥筆は後花園院之御筆

との記載が確認できる。つまり、「手鑑」とあっても古筆切を押しした古筆手鑑だけでなく、絵画を貼り込んだ絵鑑(画帖)も当時は「手鑑」と呼んでいた様子がうかがえる。

酒井家文庫(小浜市)の所蔵である「家綱公御成万覚書」(四一〇八)などに、「所々御座敷莊物之覚」が記される。箇条書きではあるが、酒井家における御成の床飾りの様子が示されている。すでに和田信二郎氏によって紹介されている『酒井家牛込別業御成之記』^{〔註13〕}には、書院飾の部分は翻刻・紹介されていないので、少々長いが今後の研究に資する^と考え、以下に翻刻する^{〔註14〕}。

所々御座敷莊物之覚

御数寄屋

- | | | | |
|---------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 一、きそ石の御懸物 ^{但二子物} | 一、花入雲の濱 | 一、堆朱丸印籠 ^{同蓋共二} | 一、青磁獅子二人形置物 |
| 一、茶入師匠坊 | 一、若狭盆 | 一、下二青貝ふん臺 | 一、なし地花散りノ硯箱料紙 |
| 一、茶杓利休 | 一、茶碗門跡香臺刻 | | かね印判ノ置物たんざく |
| 一、紋からのうし風炉釜 | 一、新キ替ノ御茶碗 | | かねけさん |
| 一、なら風炉 | 一、水指繩すたれ | 二畳敷ノ間 | |
| 一、香合堆朱枇杷 | 一、羽帚替ノ鶴 | 一、しやうはり拝領釜 | 一、袋棚 |
| 一、水こほしめんつう | 一、さいろう ^{但座} | 一、茶入唐霜夜ふんりん | 一、茶碗たいひさん |
| 一、はんだほうろく | 一、風炉火はし | 一、朱ノせかいうしたい | 一、新キ御茶碗 ^{同蓋共二} |
| 一、風炉灰すくひ | 一、片口 | 一、茶杓じやうおう | 一、袋有之棗 |

一、ふくさ

一、柄杓

一、薄杓^{板カ}

新御成書院上段床

一、定家之懸物^{あかぬ夜横物也}

一、香臺拝領

一、きやうじこじ

板床

一、利休哥書棚

一、ふんち

一、青磁うすの香炉^{盆共二}

一、式つ獅子ノ置硯

一、かねすゝめの水入

一、堆かうの筆

違棚

一、堆朱丸印籠^{同蓋共二}

一、下二青貝ふん臺

一、茶巾

一、竹輪

一、空たきの香炉同盆

一、かね替り獅子香炉

一、香合^{存性ノ蓋}

一、家隆哥書^{開詠全部}

一、道風軸物^{盆共二}

一、梨子蒔繪ひわかうの香合

一、かねあをのき獅子筆荷

一、硯屏中石廻り蒔繪

一、墨

一、新渡ノ水指

一、青磁ノふた置

一、水覆かね三足ノ輪

一、ふくさ

一、柄杓

一、茶筥

一、茶巾

一、薄茶々碗

次間ノ床

一、牧溪燕の懸物

一、せきせう鉢

一、唐黒キ四角臺

一、御上段御しとね

一、梨子地蒔繪御腰物懸

一、土佐筆中屏風

一、色紙ノ小屏風

右之分請取荘

鳥居佐衛門
谷口市之丞

元御成書院上段之床

一、右京三幅一對大黒福神
恵比酒

一、三へいの花

一、小屏風一双

一、御上疊式畳

一、御しとね 壺枚

一、梨子地蒔繪御腰物懸

同所板床

一、かみなりの置硯

一、かねかみなりの筆荷

一、かねの水入

一、青貝蒔繪筆

一、墨

一、木地之硯屏

一、梨子地蒔繪重硯箱

一、伴大納言軸物三卷同盆共青貝

同新違棚

一、青貝四角印籠但ひやう前有
同盆共二

一、青貝丸食籠同盆

一、手鏡二冊

一、右之盆

御次之間床

一、一休名号ノ一行物

一、唐蒔繪之香臺

一、青磁仙人の置香炉

一、大屏風

一、香合

一、きやうしこし

一、きよくろく式南まにかは

一、花毛氈

同新押入

一、銀ノ臺子風炉釜但小道具共銀

一、茶杓

三之間

一、元三ノ繪

一、御料紙箱式ほり物竹

一、御手水たらい

一、御手拭掛

右之分請取荘

石野庄左衛門
寺田八兵衛

御能御座之間床

一、兆典子三幅一對かまてつかい

一、砂ノ物鉢同臺伐坊建

同所違棚

一、堆朱五葉ノ食籠但堆朱ノ盆共

一、錦手印籠但染付ノ
盆二ノル

一、蒔繪富士ノ手箱

一、唐料紙箱

一、錦手せんさむひん同盆共

奥ノ間床

一、雪舟自畫自賛雁ノ繪

一、青貝四本足大香臺

一、小釣舟

一、堆朱大香合

一、香箸火匙

同所枚床版劣

一、三ヶ月ノ硯

一、青貝硯屏

一、牛二人形ノ筆架 一、かね猫ノ水入

一、竹青貝ノ筆 一、墨

一、筑波山石同益共 一、為秀ノ古今二冊

一、ふんち

御次八畳敷

一、銀ノ風炉釜小道具共銀 一、ふき玉の臺子

一、御上畳二畳 一、御しとね

一、御腰物懸恒中石廻り蒔繪 一、御屏風二三双

中通り雁ノ間床

一、富士八幅一對相阿弥筆 一、朱二段ノ大香臺

一、中かね高キ獅子香炉両脇金鴨ノ香炉一對

櫻欄之間床

一、松に鶴の絹繪 一、料紙箱式何成

一、同所青貝臺子一荘 一、うす茶々碗拾

一、こい茶々碗二三 一、同棗袋二入

右之分請取荘

小沢太左衛門
石原藤左衛門

新廊下書院

一、床敷女之繪しゆんきよ筆 一、青磁ときんなり香炉

一、六本足ノ香臺 一、染付茄子ノ香合

一、唐之香箸 一、はいたしかうはし立

同所板床

一、染付硯 一、鹿猿ノ筆荷但錦手

一、青磁亀ノ水入 一、ひいとのろの軸の筆

一、錦手硯屏 一、金ノ丸墨

一、古今小本二冊屈輪臺二置ふんち共二

一、青磁佛之うし置物

同所押入

一、水指棚南蛮風呂 一、くはん釜

一、錦手水指 一、銀之中次袋二入

一、うす茶々碗二 一、かねの水こほし

一、染付口へにふた置 一、濃茶々碗一

一、一斎茶酌マツ 一、炭入あらさいろう

同所縁頬

一、板床盆山之石二 一、棚青貝四角印籠

一、青貝かきの手茶箱一 一、青貝食籠

一、菓子入から物

次韋爐之間

一、床大文字二幅一對かいしん筆 一、琉球蒔繪料紙箱

一、堆朱之料紙箱 一、桑ノたんす

同所押入

一、朱之臺子風呂釜一飾

一、袋入之棗一 一、新茶碗三

一、こい茶々碗一

居間金之間置合

一、床織物繪 一、かね牛二人形ノ香炉臺共

板床

一、屈輪之加羅箱 一、青貝小キ加羅箱袋有

- 一、色々繪うし手鏡
- 一、かねの文鏡
- 一、孔子一代之手鏡
- 一、石布袋文鏡

違棚

- 一、かね夕顔の懸花入
- 一、唐之尺八
- 一、青磁家躰之香炉
- 一、錦手小キ丸食籠
- 一、錦手領櫃なり穴有鉢
- 一、錦手印籠雙龍
- 一、染附之鶏
- 一、錦手猫ノ香炉
- 一、染付小キ水指
- 一、錦手線香立
- 一、青磁猿之置物

押入

- 一、水したる
- 一、石畳蒔繪沈箱
- 一、青磁十分盆
- 一、青磁小硯箱
- 一、青貝小硯箱
- 一、青貝てんひんの臺硯箱
- 一、錦手香炉
- 一、同香箱
- 一、青貝盆香箸共二
- 一、小キ蒔繪青貝印籠
- 一、かねの物ゑび

本文は、右に翻刻した通りであるが、明暦二年五月二十六日の御成では、違棚や板床に手鑑（本文では「手鏡」）が置かれている様子がうかがえる。違棚に置かれる「手鏡二冊」の内容は詳細が記されていないため古筆か絵画か不明であるが、板床に置かれた手鑑はどちらも絵鑑であることが確認できる。いずれにせよ、酒井家の床飾りにも手鑑が飾られていた様子がうかがえ、古筆手鑑「見努世友」も酒井家の床を飾っていた可能性が考えられる。

結びにかえて

本稿では、古筆手鑑「見努世友」に附属する目録二種の精査に加え、酒井家文庫（小浜市）に所蔵される目録類の悉皆調査の成果を一部報告した。残念ながら、古筆手鑑「見努世友」の伝来が詳らかになるような資料は見つからなかったが、目録の全文翻刻のほか、酒井家における御成の書院飾りに関する資料の発掘など、今後の研究に資することを期待したい。

なお、酒井家文庫（小浜市）での調査はまだ進行中であるため、引き続き調査を続けたいと考えており、とりわけ古筆家十代・了伴（二七九〇—一八五三）の生没年にかかる酒井忠進（二七七〇—一八二八）以降の各代の日記や手紙などの古文書・古記録にも注目したい。

また、古筆切の鑑定の基準台帳として、了伴によって制作された古筆手鑑「藻塩草」との構成（配列）が近似していることや一部相違が確認されることはすでに指摘されている通りであるが、その相違については、古筆別家が制作に関与している古筆手鑑「翰墨城」（国宝、MOA美術館蔵）、「古筆名葉集」や『手鑑行列』（古筆切目安）合写、静嘉堂文庫蔵）などの比較を通して考察する余地があるように思われる。手鑑に押されている古筆切の精査はもちろんのこと、極札の筆跡や裏書の内容についても考証する必要がある、今後の課題としたい。

註1—拙稿「古筆手鑑「見努世友」について——修復報告を中心として」（『出光美術館紀要』第二十七号、二〇二二年）。そのほか、本手鑑については『国宝手鑑 見ぬ世の友』（平凡社、一九七三年、うち解説篇は是澤恭三氏の編著で

同年同社により『出光美術館選書8 見ぬ世の友』として再版) ほか。

註2—京都国立博物館に伝来する古筆手鑑「藻塩草」は、弘化四年(一八四七)に古筆の伴によって書写された目録が備わり、古筆家の基本台帳として作成されたとされる。本手鑑は、明治二十九年(一八九六)二月八日に古筆家第十三代・了信から井上馨へ譲渡され、大正十四年(一九二五)一月には古河家へ、そして昭和三十六年(一九六一)八月に京都国立博物館へ移管された(『古筆手鑑大成 国宝 藻塩草』第四卷、角川書店、一九八五年)。

註3—『国宝(宝物類)目録』(文部省宗教局保存課、一九四〇年)。

註4—各紙の寸法(横)は、①二二・七、②五五・一、③五五・〇、④五四・九、⑤五四・七、⑥五四・七、⑦五四・五、⑧九・三センチメートル。

註5—『酒井家文庫総合目録』(小浜市立図書館、一九八七年)。

註6—千宗室編『茶道古典全集』第四卷「南方録」(淡交新社、一九六七年)、八六頁。

註7—佐藤豊三「將軍家「御成」について(五)——織田信長と豊臣秀吉の御成——」(『金鯢叢書(史学美術史論文集)』第六輯、徳川黎明会、一九七九年)、同「將軍家「御成」について(九)——まとめ——」(『金鯢叢書(史学美術史論文集)』第十三輯、徳川黎明会、一九八六年)、展覧会図録「徳川將軍の御成」(徳川美術館、二〇二二年)など。「御成」については、佐藤氏の一連の論考に詳しい。

註8—内閣文庫本は元禄七年(二六九四)の奥書を有する本文で、ほかに宮内庁書陵部に所蔵される一本(近藤守重(二七七二))が『続群書類従』に収載されている。佐藤氏の論考では本文内容と比較すると続群書類従本は誤写が多いと指摘される。

註9—前掲註7 佐藤(一九七九)、五四三―五四四頁。

註10—前掲註7 佐藤(一九七九)、五五八頁。

註11—千宗室編『茶道古典全集』第二卷「喫茶養生記・喫茶往来・酒茶論・君台観左右帳記・御飾記」(淡交新社、一九六七年)、三二二頁。

註12—酒井家の御成については、酒井家文庫(小浜市)に「家綱公牛籠屋鋪御成一件」(四一―一〇七)、「家綱公御成万覚書」(四一―一〇八)、「將軍家牛込亭御成規式並御遺物覚書」(四一―一〇九)、「家綱公御成万覚書」(四一―一一)などの写本が確認され、和田信二郎『酒井家牛込別業御成之記』(東京・和田信二郎、一九一一年)に行事の内容が紹介されている。

註13—前掲註12、和田氏論考。

註14—前掲註12のうち、酒井家文庫(小浜市)蔵「家綱公御成万覚書」(四一―一〇八)、「將軍家牛込亭御成規式並御遺物覚書」(四一―一〇九)、「家綱公御成万覚書」(四一―一一)に座敷飾りの記録が確認される。「家綱公御成万覚書」(四一―一〇八)を底本として、他本で情報を補った。

なお、該書には座敷飾りのほかに、当日の膳の内容(献立)なども記されている。

〔図版典拠〕

図1 『古筆手鑑大成 国宝 藻塩草』第四卷(角川書店、一九八五年)より転載。

図3 『若洲酒井伯爵家御所蔵品入札目録』(東京美術倶楽部、一九二三年)より転載。

図9～11 筆者撮影、撮影および掲載については小浜市の許可を得た。

図13～15 御成書院床飾其他之記(二五三―四一九)、国立公文書館デジタルアーカイブ(<https://www.digital.archives.go.jp/>)より転載。

〔謝辞〕

本稿を成すにあたり、貴重な酒井家文庫の資料の閲覧・写真撮影等において小浜市文化交流課より便宜を賜り、調査を進めることができました。ここに記して篤く御礼申し上げます。

附 附属目録二種の翻刻

【凡例】

- 一、古筆手鑑「見努世友」に附属する目録二種（A・B）の全文を翻刻する。
- 一、可能な限り原本に忠実に翻刻するようにつとめたが、目録Aにおいて書き出しを臨書している箇所は活字で表記しなかった。改行についても底本通りとし、虫損などで判読不能な箇所は、□で示した。
- 一、平仮名・片仮名は、現行の字体に統一した。
- 一、繰り返し記号（踊り字）は、片仮名は「ヽ」、漢字は「々」、それぞれ二字以上の繰り返しは「く」で統一した。
- 一、頁移りを「で区切り、その下に丁数（紙数）をアラビア数字で示した。目録Aは各丁の「表・裏」を「オ・ウ」でそれぞれ示した。

【翻刻】

〈目録A〉

○古筆手鑑

銘見ぬ世の友

箱黒塗面唐草蒔繪文字金

帖二十五折 竪一尺一寸九分横一尺五寸八分

表紙花色地古金欄見返無地金金物四分一菊彫

外題 見努世友

「1オ

○聖武天皇 大和切 竪九寸横六寸 七行

○ 竪九寸横二寸一分半 三行

○光明皇后 鳥ノ下繪切 竪七寸九分横三寸 五行

○ 竪八寸横三寸一分 五行 「1ウ

○ 竪六寸六分横八寸六分 十三行

○嵯峨天皇 飯室切 胡粉点加筆弘法大師 竪九寸九分横二寸二分 二行

○花山院 波多切 竪九寸一分横一寸 一行 「2オ

○白川院 丹波切 竪九寸九分横二寸一分 三行

○後白川院 法勝寺切 竪九寸横一寸二分 二行金泥

○後鳥羽院 水無瀬切 竪六寸二分横四寸九分半 八行

○月輪色紙 繪者信實朝臣 竪四寸九分横四寸六分半

○後深草院 繪衣冠人物 竪九寸九分 「2ウ

○龜山院 石野切 竪九寸六分横一尺四寸八分

○後宇多院 櫻井切 竪八寸七分横一尺一寸六分 歌五首

○伏見院 筑後切 竪九寸二分横六寸六分 七行 「3オ

○堀川切 竪九寸横四寸二分 五行

○高倉切 竪九寸六分横二寸一分 三行

○後伏見院 桂切 竪六寸九分横五寸五分 十行

○志賀切 竪七寸二分横三寸四分半 六行 「3ウ

○廣澤切 竪一尺四分横二寸五分 四行

○後二條院 坂本切 竪八寸四分横五寸二分 十行

○花園院 萩原切 竪一尺六分横七寸六分

○後醍醐天皇 吉野切 竪七寸九分横五寸一分 「4オ

○光厳院 六條切 竪八寸二分横五寸三分 八行

○光明院 天龍寺切 竪八寸二分横三寸九分 七行

- 崇光院 豎九寸八分横三寸四分 六行 一 4ウ
- 後光嚴院 兵庫切 豎九寸二分横五寸二分 九行
- 後圓融院 豎一尺三寸横一尺二寸五分 五行
- 宗尊親王 日向切 豎九寸一分横三寸二分 四行
- 熊野切 豎九寸一分横三寸九分 五行 一 5才
- 恒明親王 伏見切 豎五寸五分横五寸四分 十行
- 尊良親王 丹後切 豎一尺五分横五寸六分 六行
- 邦看親王 松梅院切 豎九寸横七寸三分 十行
- 大塔宮 播磨切 豎一尺四分横三寸七分 三行 一 5ウ
- 四辻宮善成 細川切 豎九寸一分横五寸三分 九行
- 鎌足公 多武峯切 豎一尺九分横一寸六分 金泥二行
- 吉備公 豎八寸九分横六寸六分 十行
- 近衛道経公 高雄切 豎七寸七分横四寸 七行 一 6才
- 家基公 豎一尺七分横六寸九分 三行
- 道嗣公 久我切 豎七寸一分横四寸六分半 八行
- 鷹司基忠公 小倉切 豎八寸横五寸四分 八行
- 法性寺忠通公 多々良切 豎八寸横四寸七分半 三行 一 6ウ
- 月輪兼實公 中山切 豎四寸三分横五寸二分 十行
- 後京極良経公 九條殿切 豎九寸七分横一尺二寸五分 十三行
- 九条道家公 備中切 豎七寸四分横五寸三分 十行 一 7才
- 大覺寺切 豎九寸九分横二寸八分半 三行
- 教家公 尾里切 豎八寸横五寸一分 八行
- 一条内経公 玄中切 豎一尺五分横四寸四分 四行 一 7ウ
- 二条良基公 畠山切 豎一尺八分横三寸二分 三行
- 衣笠家良公 御文庫切 豎九寸八分横二寸四分 三行
- 三条實重公 但馬切 豎一尺六分横三寸二分 三行
- 松殿忠嗣卿 馬場切 豎六寸八分横四寸五分 九行 一 8才
- 三条實冬公 豎一尺横六寸三分 八行
- 清水谷實秋卿 持明院切 豎七寸八分横三寸八分 六行
- 尹師賢卿 佐々木切 豎九寸二分横二寸二分半 四行
- 飛鳥井雅経卿 長谷切 豎九寸横五寸九分 六行 一 8ウ
- 今城切 豎八寸四分横五寸三分 六行
- 雅有卿 八幡切 豎七寸七分横五寸二分 八行
- 大炊御門冬忠公 武田切 豎八寸横四寸四分 七行
- 中山定宗卿 國栖切 豎七寸四分横二寸六分 五行 一 9才
- 園基氏卿 間宮切 豎七寸八分横五寸 八行
- 日野俊光卿 千種切 豎八寸二分横五寸五分 四行
- 藤原光俊卿 芝山切 豎八寸横五寸一分 九行
- 万里小路宣房卿 笠置切 豎九寸四分横四寸四分 五行 一 9ウ
- 藤房卿 山田切 豎九寸四分横二寸八分 三行
- 久我通親公 龍山切 豎六寸一分横五寸一分 十行
- 堀川通具卿 秋山切 豎七寸八分横五寸二分 九行
- 山中切 豎三寸六分横二寸九分 五行 一 10才
- 中院通方卿 吉田切 豎五寸八分横五寸三分 九行
- 久我長通公 安藝切 豎七寸九分横四寸六分 七行
- 御子左忠家卿 柏木切 豎八寸七分横三寸四分半 六行

- 俊忠卿 二條殿切 竪八寸八分横六寸二分 九行 10ウ
- 俊成卿 住吉切 竪八寸七分横二寸八分 三行
- 御家切 竪八寸三分横五寸四分半 十行
- 俊成卿 志波切 竪八寸一分横五寸一分半 九行
- 定家卿 慈鎮和尚 竪六寸三分横三寸一分半 八行
- 後鳥羽院 定家卿 竪五寸五分横四寸六分 十行
- 定家卿 五首切 竪五寸五分横四寸六分 十行
- 成就切 竪七寸六分横三寸一分 五行
- 二条家為家卿 大原切 竪七寸二分横四寸六分 十一行
- 姫路切 竪五寸八分横四寸五分半 六行 ○須磨色紙 竪四寸九分横四寸九分 七行 11ウ
- 為氏卿 因幡切 竪八寸二分横四寸四分 八行
- 為相卿 結城切 竪一尺横八寸七分 八行
- 為世卿 柴田切 竪九寸二分横六寸六分 九行 12ウ
- 為道卿 安田切 竪五寸五分横五寸一分 十行
- 為定卿 世保切 竪八寸四分横三寸九分 八行
- 為遠卿 八島切 竪八寸九分横三寸 四行
- 為邦卿 入江切 竪七寸六分横五寸六分 九行 12ウ
- 八条女院 竪一尺横七寸八分 散書
- 進子内親王 妙満寺切 竪九寸三分横一寸八分 一行
- 徽安門院 同 竪九寸三分横三寸一分 二行
- 儀子内親王 同 竪九寸三分横三寸八分 三行 13ウ
- 吉備由利 鞍馬切 竪九寸横六寸五分 十行
- 中将姫 當麻切 竪八寸六分横四寸七分 七行
- 小大君 御蔵切 竪五寸四分横四寸 六行
- 麗花切 竪六寸九分横四寸 七行 13ウ
- 二位尼 竪九寸七分横一寸七分 二行
- 坊門局 小松切 竪七寸二分横五寸一分 十行
- 越部局 阿野切 竪八寸横五寸 十行
- 民部卿局 秋篠切 竪七寸四分横五寸一分 九行 14ウ
- 三井寺切 竪四寸七分横三寸三分 五行
- 平康頼朝臣 真福寺切 竪七寸二分横四寸六分 八行
- 平清盛公 巖島切 竪八寸三分横一寸二分 金泥二行
- 平頼盛卿 同 竪八寸八分横二寸八分 金泥四行 14ウ
- 平忠度朝臣 進藤切 竪五寸二分横四寸 八行
- 平業兼朝臣 春日切 竪五寸九分横四寸九分 七行
- 源頼朝公 竪一尺横一尺四寸七分 散書
- 實朝公 中院切 竪七寸横四寸三分 十行 15ウ
- 北條時頼 光泉寺切 竪八寸六分横三寸六分 四行
- 新田義貞 菊地切 竪七寸八分横五寸一分 九行
- 尊氏公 北山切 竪七寸三分横五寸 七行
- 今川了俊 伊与切 竪九寸横三寸五分 四行 15ウ
- 同裏面
- 聖徳太子 戸隠切 竪一尺横一寸七分半 三行
- 法隆寺切 竪九寸五分横一寸八分 金泥三行
- 魚養 竪九寸六分横四寸二分 六行 16ウ
- 小野篁 山門切 竪九寸三分横二寸七分半 四行
- 菅公 竪九寸八分横三寸一分 金泥四行
- 貫之 高野切 竪八寸八分横四寸八分 七行

○道風 愛知切 豎八寸六分横三寸一分 五行 16ウ

○本阿弥切 豎五寸五分横三寸九分 七行

○小島切 豎七寸四分横四寸五分 九行

○佐理卿 筋切 豎六寸八分横四寸二分 八行

○ 豎七寸二分横五寸 八行 17才

○ 豎八寸五分横四寸四分 三行

○行成卿 堺切 豎八寸四分横五寸四分 八行

○式部切 豎六寸七分横六寸二分 十行

○源順 鎌倉切 豎八寸横四寸九分 六行 17ウ

○難波切 豎四寸八分横四寸八分ヨ 散書

○公任卿 槽色切 豎九寸横八寸八分 六行

○堺色紙 豎六寸五分横五寸二分 十行 18才

○右近切 豎六寸九分横四寸九分 十行

○藤原定頼卿 烏丸切 豎八寸八分横四寸四分半 四行

○津田切 豎九寸七分横二寸九分 二行

○源兼行 西大寺切 豎八寸四分横四寸七分 七行 18ウ

○源俊頼朝臣 尼崎切 豎八寸一分横四寸九分 六行

○東大寺切 豎八寸八分横二寸三分 四行

○藤原基俊卿 多賀切 豎八寸三分横五寸一分 九行 19才

○山名切 鶉切 豎八寸一分横四寸九分 九行

○藤原顯輔卿 升底切 豎八寸一分横四寸九分 九行

○壬生家隆卿 内裏切 豎五寸一分横四寸九分 九行

○藤原清輔卿 多田切 豎八寸一分横四寸一分 八行

○藤原信實卿 粟田切 豎九寸八分横五寸四分 六行 19ウ

○大屋秀能朝臣 三宅切 豎七寸二分横五寸一分 八行

○源家長 天王寺切 豎五寸四分横四寸一分半 六行

○立田切 豎七寸九分横二寸 二行 20才

○世尊寺定實朝臣 粉河切 豎一尺九分横五寸三分 五行

○伊經朝臣 久世切 豎八寸一分横三寸六分 六行

○行能卿 宇治切 豎五寸二分横四寸五分半 十行

○三条切 豎一尺一分半横五寸五分 八行

○經朝卿 玉津切 豎八寸九分横六寸五分 七行 20ウ

○天野切 豎八寸五分横四寸三分 三行

○經尹卿 那智切 豎六寸四分横五寸四分 五行

○定成卿 佐介切 豎八寸九分横五寸七分 八行 21才

○行尹卿 安土切 豎一尺一寸二分横四寸一分半 三行

○ 豎一尺横一尺九寸 九行

○行房卿 豎九寸一分横四寸三分 七行 21ウ

○下野切 豎一尺横一尺二寸 六行

○行忠卿

○行俊卿

○仁和寺法守親王 菩提院切 豎八寸三分横一寸九分半 三行 22才

○守覺親王 木寺切 豎八寸三分横一寸九分半 三行

○妙法院堯仁親王 大佛切 豎五寸一分横五寸二分 十三行

○慈鎮和尚 丸山切 豎六寸一分横五寸一分 十行

○青蓮院道覺親王 豎九寸九分横二寸五分 三行 22ウ

- 青蓮院慈道親王 豎一尺四分横五寸一分 四行
○尊圓親王 豎一尺横一尺四寸六分 六行
○ 豎一尺横五寸二分 三行
○尊道親王 豎九寸七分横六寸六分 五行
○ 豎一尺六分横四寸一分半 二行
○祐助親王 龜山切 豎八寸八分横一寸九分 二行
○道圓親王 上田切 豎一尺五分横二寸八分 三行
○隨心院嚴叡僧正 豎九寸七分横四寸九分 四行
○傳教大師 燒切 豎七寸四分横二寸六分半 四行
○弘法大師 布院切 豎九寸二分横二寸二分 三行
○ 豎七寸九分横一尺四寸三分 十六行
○慈覺大師 無動寺切 豎八寸八分横四寸一分 七行
○道昌律師 嗟峨切 豎九寸八分横三寸八分 九行
○智證大師 三井寺切 豎九寸横五寸二分 十行
○醍醐聖寶僧正 三宝院切 豎四寸横三寸八分 四行
○元三大師 山上切 豎八寸五分横一寸七分 金泥三行
○書寫山性空上人 浅野切 豎八寸八分横三寸一分 四行
○惠心僧都 安樂院切 豎九寸二分横三寸四分 六行
○圓滿院行尊僧正 南坊切 豎八寸三分横四寸四分 七行
○登蓮法師 葛城切 豎八寸四分横三寸ヨ 五行
○俊寛僧都 水谷切 豎八寸一分横五寸五分 十一行
○俊乗坊重源 豎一尺横五寸四分 六行
○秦顯昭 加茂切 豎八寸横四寸九分 八行
○建仁寺切 豎五寸二分横五寸一分 九行
┌ 25ウ
- 西行法師 白川切 豎五寸七分横五寸一分 十行
○針屋切 豎八寸五分横五寸四分 十一行
○文覺上人 高山切 豎八寸七分横一寸一分 二行
○ 豎一尺五分横五寸四分
○寂蓮法師 右衛門切 豎七寸横五寸 六行
○佐野切 (賀茂歌合) 豎一尺六分横七寸一分 七行
○寂然 定家卿加筆
村兼切 豎五寸六分横四寸三分 十行
○寂超 大富切 豎四寸五分横四寸三分 八行
○寂念法師 松本切 豎七寸七分横五寸一分 八行
○圓光大師 豎四寸六分横九分半 臺紙九寸八分
○蓮生法師 宇津宮 豎一尺六分横四寸四分
○住蓮法師 星切 豎八寸四分横二寸六分 五行
○解脱上人 石井切 豎八寸横五寸 六行
○明恵上人 名符切 豎九寸七分横四寸三分 六行
○博多切 豎八寸五分横五寸 八行
○賢辨上人 建保切 豎八寸横五寸七分 七行
○隆尊 金峯山切 豎八寸二分横八寸 八行
○泉涌寺俊 豎八寸三分横三寸六分 六行
○道元禪師 道正菴切 豎七寸九分横九寸六分 八行
○吉田切 豎九寸三分横一尺二寸八分 六行
○親鸞上人 八尾切 豎五寸八分横五寸五分 九行
○般若寺教辨 慶硯切 豎四寸七分横七寸三分 十三行
○日蓮上人 豎一寸二分横四寸九分 五行
○一遍上人 藤沢切 豎九寸七分横四寸四分 四行
┌ 28ウ

○玄惠法印 北条切 竪八寸一分横四寸二分 五行

○耕雲軒明魏 竪七寸八分横四寸七分 三行

○頓阿法師 草庵集切

○兼好法師 越前切

○淨辨律師 松花集切 竪八寸四分横二寸六分 四行

○慶運法師 竪七寸七分横四寸九分 十行

○兼空上人 下田屋 竪八寸二分横五寸三分 十行

(卷末最終葉の臨書)

(白)

┌ 30才
└ 30ウ終

〈目録B〉

見努世の友

帖二十五折竪一尺一寸九分横一尺五寸八分

表紙花色地古金欄見返無地金金物四分一菊彫

聖武天皇 大和切

化器即往雪山取紫葉草摺還
○无入者苦酒中蟲飲食時先人行水

光明皇后

鳥ノ下絵切 輕賤僧嬖而懷結恨此人罪報汝今復聽

嵯峨院 飯室切

胡粉点筆弘法大師 於一切處皆得自在至灌頂位

花山院

波多切 らぬ御事にうそ思生

白川院

丹波切

後白川院

法勝寺切

後鳥羽院

水無瀬切

┌ 1

月輪色紙

繪者信實朝臣

みつのおもに
てる月なみをかそふれば
こよひそ
秋のもなかなりける

後深草院

繪衣冠人物

龜山院

石野切

後宇多院

櫻井切

伏見院

筑後切

堀川切

高倉切

後伏見院

桂切

志賀切

廣澤切

後二條院

坂本切

花園院

萩原切

後醍醐天皇

吉野切

光嚴院

六條切

光明院

天龍寺切

崇光院

後光嚴院

兵庫切

後圓融院

宗尊親王

日向切

熊野切

恒明親王

伏見切

尊良親王

丹後切

邦看親王

松梅院切

大塔宮 播磨切
 四辻宮善成 細川切
 鎌足公 多武峯切
 吉備公
 近衛道経公 高雄切
 家基公
 道嗣公 久我切
 鷹司基忠公 小倉切
 法性寺忠通公 多良切
 月輪兼實公 中山切
 後京極良経公 九條殿切
 九条道家公 備中切
 大覺寺切
 教家公 尾里切
 一条内経公 玄中切
 二条良基公 畠山切
 衣笠家良公 御文庫切
 三条實重公 但馬切
 松殿忠嗣卿 馬場切
 三条實冬公
 清水谷實秋卿 持明院切
 尹師賢卿 佐々木切
 飛鳥井雅経卿 長谷切
 今城切

「 2

雅有卿 八幡切
 大炊御門冬忠公 武田切
 中山定宗卿 國栖切
 園基氏卿 間宮切
 日野俊光卿 千種切
 藤原光俊卿 芝山切
 万里小路宣房卿 笠置切
 藤房卿 山田切
 久我通親公 龍山切
 堀川通具卿 秋山切
 山中切
 中院通房卿 吉田切
 久我長通公 安藝切
 御子左忠家卿 柏木切
 俊忠卿 二條殿切
 俊成卿 住吉切
 御家切
 俊成卿 志波切
 定家卿 五首切
 後鳥羽院 慈鎮和尚
 後鳥羽院 定家卿
 成就切
 二条家為家卿 大原切
 姫路切 須磨色紙
 為氏卿 因幡切

「 3

為相卿 結城切

為世卿 後伏見院判詞 柴田切

為道卿 安田切

為定卿 世保切

為遠卿 八島切

為邦卿 入江切

八条女院

進子内親王 妙満寺切

徽安門院 同

儀子内親王 同

吉備由利 鞍馬切

中将姫 當麻切

小大君 御蔵切

麗花切

二位尼 小松切

坊門局 阿野切

越部局 秋篠切

民部卿局

三井寺切 真福寺切

平康頼朝臣 嚴島切

平清盛公 同

平頼盛卿 進藤切

平忠度朝臣 春日切

平業兼朝臣

源頼朝公

實朝公 中院切

北條時頼 光泉寺切

新田義貞 菊池切

尊氏公 北山切

今川了俊 伊与切

裏面

聖德太子 戸隠切

法隆寺切

魚養

小野篁 山門切

菅公 河内切 俗ニ紫切ト云

貫之 高野切

道風 愛知切

本阿弥切

小島切 筋切

佐理卿

同

同 堺切

行成卿

式部切 鎌倉切

源順

難波切 糟色切憲

公任卿

┌
4

堺色紙
 右近切
 藤原定頼卿 烏丸切
 津田切
 源兼行 西大寺切
 源俊頼朝臣 尼崎切
 東大寺切
 藤原基俊卿 多賀切
 山名切
 藤原顯輔卿 鶉切
 壬生家隆卿 升屋切
 藤原清輔卿 内裏切
 藤原有家卿 多田切
 藤原信實卿 栗田切
 大屋秀能朝臣 三宅切
 源家長 天王寺切
 立田切
 世尊寺定實朝臣 粉河切
 伊經朝臣 久世切
 行能卿 宇治切
 三条切
 經朝卿 玉津切
 天野切
 同

「5

經尹卿 那智切
 定成卿 佐介切
 行尹卿 安土切
 同
 行房卿
 下野切
 行忠卿
 行俊卿
 仁和寺法守親王 菩提院切
 守覺親王 木寺切
 妙法院堯仁親王 大佛切
 慈鎮和尚 丸山切
 青蓮院道覺親王
 青蓮院慈道親王
 尊圓親王
 同
 尊道親王
 祐助親王 龜山切
 道圓親王 上田切
 隨心院嚴叡僧正
 傳教大師 焼切
 弘法大師 布院切
 同
 慈覺大師 無動寺切

「6

道昌律師 嵯峨切

智證大師 三井寺切

醍醐聖寶僧正 三寶院切

元三大師 山上切

書寫山性空上人 浅野切

惠心僧都 安樂院切

圓滿院行尊僧正 南坊切

登蓮法師 葛城切

俊寛僧都 水谷切

俊乘坊重源

秦顯昭 加茂切

建仁寺切

西行法師 白川切

針屋切

文覺上人 高山切

同

寂蓮法師 右衛門切

佐野切

寂然 定家卿加筆
村雲切

寂超 大宮切 〱

寂念法師 松本切

圓光大師

蓮生法師 宇津宮

住蓮法師 星切

解脱上人 石井切

明惠上人 夢記切名アリ

博多切

賢辨上人 建保切

隆尊 金峯山切

泉涌寺俊

道元禪師 道正菴切

吉田切

親鸞上人 八尾切

般若寺教拜 〱 慶硯切

日蓮上人

一遍上人 藤沢切

玄惠法印 北条切

耕雲軒明魏

頓阿法師 草菴集切

兼好法師 越前切

浄辨律師 松花集切

同

慶蓮法師

兼空上人 下田屋

On *Kohitsu Tekagami* (Album of Exemplary Calligraphy Fragments) "Minuyo-no-Tomo" (2) — Focusing on Research Reports on Attached Inventories and Its Transmission

KANEKO, Kaoru

Kohitsu Tekagami "Minuyo-no-Tomo" (Idemitsu Museum of Arts, National Treasure) is a horizontally-long accordion album and contains many exemplary calligraphy segments beginning with "Ōjōmu (*Yamato-gire*)" attributed to Emperor Shōmu, known as the standard of *tekagami*. This *tekagami* was likely created by the *kohitsu-ke* (calligraphy masters specializing in *kohitsu*, who were specialists or appraisers of *kohitsu*) and, as the standard record of authentic *tekagami*, the composition closely resembles that of National Treasure *Kohitsu Tekagami* "Moshiogusa" created by the 10th generation Kohitsu Ryōhan (1790–1853) and owned by the Kyoto National Museum.

The *tekagami* was originally passed down by the Obama Sakai family, and in Shōwa 39 (1964), it became part of the Idemitsu Museum of Arts Collection after being acquired by Idemitsu Sazo (1885–1981). It has been confirmed that the *tekagami* was owned until the 15th generation under the family head Tadahiro (1911–78), but it is unknown from when it was owned by the Sakai family. The Sakai Family Book Collection at the Obama Municipal Library holds "Utensil Records," "Utensils Inventory," "Documentation of Property Collected by the Sakai Family," and "Sakai Family Heirlooms Inventory." Further investigation into such resources may illuminate the provenance and creation period of this *tekagami*.

This paper reports research findings from the Sakai Family Book Collection. Although resources providing its provenance were not found at this time, there were records of *onari* (visits by noblemen) revealing *tekagami* used as *tokokazari* (decoration for traditional Japanese alcove). The aim of this paper is to introduce such uses and examine the inventories attached to *tekagami* in hope to clarify the circumstances surrounding the creation of this work.

出光美術館研究紀要 第二十八号 (二〇三二年度)	二〇三三年三月二十五日	公益財団法人 出光美術館 東京都千代田区丸の内三―一―一 電話〇三―三三二二―九四〇二	編集 発行 制作 佐藤編集事務所	印刷 東洋美術印刷株式会社
-----------------------------	-------------	--	------------------------	---------------